

石炭業報會助互

號二十第・卷四第

行發日十二月二十年和昭

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日發行)

昭和十四年十二月十七日印刷精本 昭和十四年十二月二十日發行

目次

(卷頭言) (炭價値上を斷行せよ)	鳴 潤 (二)
石炭不足の現状とこれが根本的開策	武内 禮藏 (二)
礦業報國運動の使命 (上) : 福岡礦山監督局總務部長 榎本 謙吾 (二五)	
礦業に於ける職業性疾患 (下) : 福岡礦山監督局醫學博士 松下 正信 (二六)	
新興満洲の石炭配給を見て 久保山 雄三 (三二)	
炭礦爆發防止に就て 町田 隆介 (三五)	

参考資料

試掘出願から礦業権(試掘権)の生れる迄の經過 (十一) : 星 物吉 (元)	
礦業法改正案成る(試掘権者に採掘命令)	(四)
日滿支石炭の綜合的開發へ (墨)	
石炭増産の急務 (墨)	
カーバイド配給統制規則 (呪)	
第二回礦業報國強調週間報告書 (西)	
石炭船運賃 (西)	
地方共販遂にお流れ其他 (三)	
重役會並理事會其他 (七〇)	
石炭礦業權設定 (福岡礦山監督局管内) (七一)	
日誌 (七二)	
財津原生 (三)	

十一月號

行發會助互業礦石



洋響山杉若

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市薬院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

店主 山田菊次

電話福岡西②(西)三四三一七二九番番

電話赤坂二八八一四六

所張出
佐長佐福若名北海道東京市
崎賀岡岡松古屋市海道釧路市布
賀縣縣飯濱和留市富士木町
縣北西後坂三通町見町七五
松浦藤市郡寺二番通一南二八番
唐津郡寺二番通一南二八番
佐山町瀬町五一通一大通一
市々代春町五一大通一
大村町大眞楠日笠丁番地
島申久町尾目地

電話電話電話
唐相稱後飯若赤坂二八八一四六

津ノ久藤塚松二三四五
七浦寺二三三五
一一四六〇七



—△ 言 頭 卷 △—

炭 價 値 上 を 斷 行 せ よ

昭和十四年度當初の石炭増産豫定數量は五百餘萬屯であつたが、本年九月迄の實績は、聯合會側は却つて九十三萬八千屯の減産にして、唯だ瓦助會並にアウトサイド側が百四十七萬六千屯の増産となつてゐるので、差引五十三萬八千屯の増産となるが、これは増産豫定數量の約一割にしか當らない狀態である。

斯の如く、増産豫定計畫が遅々として進まさる原因は、炭礦勞働力の不足、資材配給の不圓滑、炭價引下等種々あるが、最大の原因は炭價の引下である。即ち政府當局は、昨年九月一日輸出入品臨時措置法を適用して、昭和石炭に對しては標準價格より約一割の炭價引下命令を發し、互助會に對しても相當額の引下を施行したが、炭價構成要素なる資材、勞銀、動力費等は本年九月十八日價格停止令の發動まで放任されても、其間生産コストは約二割乃至三割の増嵩となつてゐる狀態なれば、企業採算は著しく變化し、甚だしきに至つては赤字を出してゐる炭礦さへあるのである。

一体炭礦業は地下企業なるを以て相當危險率を伴ひ、炭價は一般物價平準線を上廻すべき筈なるに不拘、炭價は昨年九月を以て釘付けされてゐるので、昭和九、十年の二ヶ年平均を一〇〇とすれば、本年八月に於ける炭價は三八、四%の上昇なるに、一般物價は五四、九%の上昇となり、汽船運賃は一四七、八%の上昇となつてゐる情勢であつて需要家の要望するところは、安價な石炭よりも、少々高くさも必要量だけ入手することである。

故に石炭の如く、全產業の原動力にして國力消長の推進力となるべき特殊重要物質に就ては、増産完遂を第一義として、この際相當炭價の値上がりを斷行し、増産又増産に全力を集中すれば、配給は圓滑となり、闇相場は絶滅し、漸次炭價は下落して、結局低物販政策に順應する所以である。

鳴 潟



石炭不足の現状とこれが根本的打開策

互助會石炭株式會社 専務取締役 武内禮藏

内 藏

現在我國の産業界に於ける最も重大問題は、總ての産業の原動力をなす石炭不足であらう、石炭飢餓が解消すれば、戰時下に於ける生産力擴充も或程度圓滑にならうし、電力、鐵鋼其他重要物資の不足も緩和出来るだらう。

由來我國は比較的豊富なる石炭資源を有し内地消費量の約九〇%見當を自給し來つたものであり、同じく戰時重要物資たる石油、鐵等とは著しくその事情を異にしてゐる。

勿論我國が戰時体制に入るや、石炭に對しては生産力擴充計畫を樹立して供給の増加を策したのであるが、政府當局の石炭增産對策は餘りに消極的として眞劍味を欠き、事變以來飛躍的に増大した需要增加に立ち遅れる事となるに至つた加之昨冬より今夏に亘る渦水のため未曾有の電力飢餓から發電用炭需要の激増があり、供給は之に伴はずして需給不安は次第に深刻なる石炭不足への一途を辿りつゝある現状である。

斯の如く、石炭不足を招來した原因奈邊にありやと謂ふに太体左の如き三つの理由に因るものと思はれる。

第一、礦山労働者の不足

事變勃發以來多數の中堅坑夫が應召した上更に特殊な傾向は近來軍需工業の勃興、主要産業の殷盛に伴ひ地下労働より地上労働へ轉向する者が多くなり、最近半島人労働者が相當入坑したが熟練者に代るに未熟練者の流入であるから出炭能

率は著しい低下である。即ち全國炭礦労働者の平均出炭高指數は、昭和十一年一月から八月に至る平均一〇〇に比し、十二年同期は九一、十三年同期は八七と逐年著しく低下を示してゐる。

第二、炭礦用諸資材の不足

事變以來鐵鋼材、礦山用諸機械は著しく配給制限を受け坑道用レール、中型レール、支柱用レール、中空鋼、鑄鐵管、釘等は勿論坑夫納屋のトタン板に至る迄昨年度は最高六割までの使用制限を受け、其他カーバイト、ゴム足袋等も不足して新坑開發による増産は勿論現状維持さへも困難な炭礦がある。

第三、炭價の値下

更に増産計畫停滯の最大原因をなしたものは炭價の値下である。即ち昨年九月一日商工省は輸出入品等臨時措置法に基いて昭和石炭に對して標準價格の約一割五助會に對しても相當額の値下を強行せしめたが、之に反して諸機械鐵材類は勿論坑木、板類の木材、労働者の賃銀等は急騰に次ぐに急騰を以てし本年九月十八日諸物價勞銀停止まで一年間に於て約三割の生産費高となりてゐるが炭價は昨年九月を以て釘付となつてゐるので炭業採算が悪化するのは當然である。不合理な炭價の引下が炭業資本家の増産熱を冷却させてゐることは到底看過し得ない實情である。

斯ふした諸事情を反映してか内地の増産計畫は一様に停滯を來たし、需要の急増に反比例してまことに心細い狀態である。

即ち之を石炭礦業聯合會の送炭實績について見れば、本年一月より九月までの間に於て、豫定の増産計畫に比し一樣に相當の減産を示してゐるは勿論前年度送炭實績に比しても九十三万八千屯の減産となつてゐる。たゞ互助會、アウトサイダー側が百四十七万六千屯の増産となつてゐるので差引合計五十三万八千屯の増産とはなつてゐるが、最初の計畫通り前年比五百萬屯の増送は到底期待出来ない。

以上の如く、現在の石炭不足を招來したる最大原因は労働力の不足、資材の供給不足、不合理なる炭價の引下げが最大原因にして、このことは既に事變勃發直後に見透がついてゐたので、吾等は爾來數十回に亘り政府當局と折衝して陳情もし要望もしたのであるが、當局は只だ單に消極的な消費統制や配給統制に重點を置き、最近漸く半島労働者の移入、資材供給の緩和を圖る旨を言明してゐるが果して何の程度力瘤を入れるか大なる疑問である。要は積極的に金、銅、ニッケル等の如く重要礦物増産法、國家總動員法の發動に依つて根本的打開策に乘出し前記三つの原因を共に睨み合せて総合的増産計畫を樹立し労働力補給、資材供給緩和を斷行し緊急炭價の引上げをなし以て現下差迫つた石炭不足を打開することが唯一の方策であると信ず。

今や我が國未會有の重大時局に際し生産擴充を絶對必要とする時に當り石炭の増産は蓋し急務中の急務なり。石炭生産業者に與へられたる使命重大なると共に反面石炭消費者に於ても現下の石炭増産對策には生産業者と等しく之が打開對策に協力せられん事を切望するものである。

鑛業報國會綱領

- 一、我等鑛業人ハ光輝アル我國體ノ本義ニ則リ滅私奉公難局ノ打開ニ當リ皇運扶翼ノ大使命ヲ完ウセムコトヲ期ス
- 一、我等鑛業人ハ鑛業ノ國防産業トシテノ重大責務ヲ認識シ協心戮力之ガ進歩發達ヲ圖リ以テ鑛業報國ノ實ヲ學ゲムコトヲ期ス
- 一、我等鑛業人ハ勞資對立觀念ヲ一掃シ、勞資一體鎮山一家ノ理想ヲ具現シ以テ産業道ニ於ケル新秩序ノ建設ヲ期ス

鑛業報國運動の使命

(上)

福岡鑛山監督局
總務部長 榎本謹吾

一、前　　が　　き

皆さん！近頃鑛業報國とか産業報國とか云ふ言葉をよく耳にして居られるでせう。其の言葉の意味がハツキリ分らなくとも、昭和十二年以來福岡鑛山監督局管下則ち九州全部と山口、沖縄兩縣下の全鑛山で事業主も從業員も一丸となつて、鑛業報國運動をやつてゐることを知つて居るでせう。諸君が働いて居る鑛山には鑛業報國會が結成されましたか？まだ結成されて居なくとも軽ては此の會が出来るに違ひありません。此の鑛業報國會は産業報國會と共に政府も民間も協力して日本全國の會社工場鑛山に設立を勧めてゐるもので、我が福岡鑛山監督局の管内だけでも現在約二百三十の鑛業報國會が結成され、しかも此等の多數の鑛業報國會を指導するため、今年の八月福岡地方鑛業報國聯合會と言ふものが結成されました。更に中央で又東京には早くから産業報國聯盟といふ團體が出來て居り、正に全國を擧げて此の運動が進められて居る譯です。此の運動は官民勞資一體となつての運動ですが、何と言つても此の運動の土臺となるのは、最も多數を占めて居る労務者の人達であつて、労務者の人々が、どの程度迄此の運動を理解し且つ努力するかによつて此の運動が成功す

……本文は榎本氏が鑛業報國強調週間中管内各炭坑にて講演せられた速記である。

るか否かの分れ目になると言つても差支へないのです。

今や我國は非常時です。死ぬか活けるかの土壇場にあるのです。此の非常時局を乗り切り支那事變を圓満に解決するには餘程の覺悟をせねばなりません。而も最近までの我國は西洋の文物を取り入れるのに急だつたため、兎角日本古來の美風を忘れ、物事の考へ方まで西洋流を模倣するといった有様で、そのため我國の社會が何れだけ毒されたか判りません。此の西洋流の物の考へ方を捨てゝ仕舞つて、日本の實状に即した立派な産業道を打ち樹てるには何うしても諸君の努力が必要なのであります。

二、何故鑛業報國運動が起されたか？

支那事變の勃發によつて我が鑛業界は深刻な影響を受けました。勿論影響を受けたのは鑛業界だけではありませんが、鑛業界では特に石炭鑛業がひどい影響を蒙つたのです。

ではどんな影響を受けたかといふと、勞働力と資材の不足つまり人手の不足と鑛物を掘り出す材料の不足がありました。人手が足りなくなつた理由は事變のために多數の從業員が應召して聖戰に參加した上、軍需工場方面が急がしくなつて此の方面に多數の從業員が取られてしまつたからです。材料が足りなくなつたのも事變のため戰場や軍需工場方面に各種の材料が必要となり其の方面的需要が激増して來たので勢ひ鑛山で使ふ材料が足りなくなつて來た譯です。こんな有様で人手も材料も足りないにかゝはらず鑛山の仕事は非常に忙しくなつて來ました。福岡鑛山監督局の管内では事變が起る前までは毎月一%づゝの割合で鑛物の產出量が増えて居たのですが、事變半ば後は逆に豫定より出ない許りか渺からず減少する傾向が見える様になつて來ました。さあ大變です。戰爭をするのに生命よりも大切な鐵や石炭や金や銅などが若し足りなくなつたらどうでせう！あれだけの決心と犠牲を拂つて取りかゝつた今度の事變の目的が達せられないばかりでなく

もつと悲惨な結果に陥るかも知れません。人手や材料が足らぬから仕方がないではないかとすまして居ることが出來なくなつたのです。それで鑛山では人手を集めるのに寝食を忘れて一生懸命やりましたが、しかし矢張り集まりが悪い。從來世間では炭礦や鑛山は此の世の地獄とか、鑛山で働いて居る者は人柄が悪いとか言はれ、これが募集にたゞつた位です。皆さん！斯んな恥辱がありませうか。かうした譯で人手が益々足りなくなつてしまつたのです。今まで坑内から姿を消して居た女の從業員が再び昔のやうに坑内で働くやうになつたのも皆此の人手が足らぬためです。しかし人手が足りぬと言つて居るだけでは鑛物は出ません。日本は益々困るだけです。今だから言へますが、八幡製鐵所一日本で一番大きなこの製鐵所で使ふ石炭が足りないといつて大騒ぎをしたことさへある位です。

しかし翻つて考へてみると、戰争をしながら人手や材料が充ち足りたら戰争ほど有難いものはない譯です。人手や材料の足りぬのが戰争の常です。従つて我々としては徒らに戰争の常である此の人手や材料の不足を歎く代りに先づ如何にして此の苦しい立場を克服するかといふことを第一に考へるべきです。此の苦しい立場を克服して鑛業の國家的使命を達成する方法、それは次の方法より外にありません。即ち鑛業に從事する者は事業主たると職員たると勞務者たるとを問はずその職分の尊重すべきを知り各自の職場を通じ一致團結して鑛山一家の實を擧げ最善の努力を盡して鑛物の增産を圖り以て皇運扶翼の大使命を完ふすることです。鑛業報國！もうより外に頼むすべはないのです。全事業主全鑛業員が報國の火の塊となつて立派に御用を果さう。人柄が違ふ等と言つて罵つた世間の人々に鑛山從業員の愛國の熱情を示さうではないか！かくして茲に期せずして鑛業報國運動の烽火が舉り、事變後約半年を経た昭和十二年十二月五日から其の實行に入つたのであります。之が鑛業報國運動が起された動機です。

三、鑛業報國運動とはどんなものか？

それでは鑛業報國運動とは一體どんなものかと言ふとざつと次のやうなものです。

① 鑛業報國運動は愛國運動であります。

事變に應召されて鑛山から續々と同僚が出征して行きました。鶴嘴を銃剣に代へ、作業服を投げ捨て、軍服を着用し、軍靴の音も高らか、膺懲の聖戰に海を越えたのであります。此の姿を見るともう黙つて居れなかつた、國を思ふ鑛業人の愛國的熱情は期せずして迸つたのであります。「鑛業報國號を獻約しろ」と言ふ。一從業員の叫び聲が燃え盛る火の様に擴つて福岡鑛山監督局管内廿三萬の從業員は一致協力して昨年八月陸海軍に軍用飛行機四機を獻納しました。これを見ても如何に此の運動が鑛業人の愛國的熱情の發露であるかが分るでせう。

② 鑛業報國運動は啓蒙運動であります。

鑛業報國運動は社會一般に對する啓蒙運動であります。前に一寸述べた様に從來世間の人は、鑛山がどんなものであるかを全然知らないで、まるで地獄のやうな所と思つて居たのです。成る程昔の鑛山にはそんな所もあつたでせうが、今日の鑛山はすつかり昔と違つて居ります。

戰爭にとつて鑛物ほど大切なものはありません。その大切な鑛物を掘るために一言の不平も言はず黙々として地下に働くらしく鑛山從業員に向つて、兎や角言ふものが世間にあります。それは何たる侮辱、何たる冒瀆でありますか！ 鑛山從業員も立派な日本人だ！ 愛國的熱情はこんなにあるぞと云ふ意氣を天下に示して世間の明盲に見せてやれ！ こうした氣持が全從業員の血を沸き立たせたのであります。此の様に鑛業報國運動は社會に對する啓蒙的氣分の横溢した教化運動であります。社會の者から馬鹿にされて駄つて引込んで居る様な從業員は少くとも福岡鑛山監督局管内には一人も居ないであります。全部揃つて此の運動に參加して居るのは當然の事であります。

③ 鑛業報國運動は増産運動であります。

唯今の日本に最も大事なことは生産力の擴充であります。鑛物について言へば鑛物の増産を計ることが最も必要なので

あります。鑛物が不足しては戰爭は出來ません。鑛物なしに戰爭をすることは飯を食はずに戦争をするのと同様です。此の重要な鑛物を掘り出すべき鑛山が人手が足りぬため増産が出來ぬとあつては國家に對して誠に申譯がない次第であります。しかも實狀は鑛物は不足に不足を告げて居るのであります。我々鑛業人はまさに二本の腕を日本の腕とし二本の脚を日本の脚として、人の二倍も三倍も働くべきです。正當の理由なき移動の如きはもつての外です。無斷缺勤の如きは非國民的行爲です。兎に角現在の我國の最も要求する所は一にも増産、二にも増産、三にも増産です。鑛業報國運動は實に此の鑛物の増産を計つて國家をして其の使命達成に誤りなからしめんとする運動であります。

④ 鑛業報國運動は再組織運動であります。

鑛業報國運動は事變が始まると直ぐ始められた關係から、事變のため起された一時的な運動であるかの様に誤解して居る人が相當多い様です。事變が勿論この運動の起るキツカケとなつたことは事實でありますが、さうかと言つて此の運動は事變が済んだからといつて直ぐお仕舞ひにしてよい運動ではないのであります。

今までの日本の産業は、鑛業に限らず凡て西洋の間違つた思想に禍されて、實に誤つた方向に進んだ結果資本家と労務者とが互に相争ふ様なことになつて居たのであります。諸君は大正の中頃から昭和の初めにかけて労働爭議が盛んに起つたことを知つて居りませう。之は資本家も労務者も日本精神に基く産業の意義を忘れて居た結果です。日本には日本獨特の「日本の産業はかくあらねばならぬ」と云ふ根本の道がある筈です。此の根本の道を示して、鑛業は此の道によつて營まれ發展しなければならぬと云ふ、その道を指示する運動が鑛業報國運動であります。今までの誤つた考へ方を打て捨て、鑛業人は其の日々の生活の上に日本精神を赤裸々に現はして天業を扶翼し奉らなければならぬと云ふ指針と自覺とを與へようとする日本精神發揚の運動であります。要約すれば、鑛業報國運動は、日本精神を基調とし、從來の間違つた考へ方や經營方法を綺麗に清算して、新産業道を建設せんとする一種の再組織運動であります。

四、何故愛國運動が必要なのか？

諸君！ 支那事變當初我國はひたすら不擴大主義で臨んだのではありますが、國民政府の背後にあつて蔣介石をあやつるいはゆる援蒋國家の策動によつて、事變はいつの間にか長期戰となりました。そして事變が永引くにつれ敵が支那一國ではないといふことが、段々はつきりと判つて來ました。敵は支那一國ではないのです！

世間では口を開けば口癖のやうに「我國は非常時だ！ 非常時だ！」といふ人がありますが、斯ういふ人達はこの非常時といふことを、果して何の程度まで理解して居るのでせうか？ 案外この非常時といふ意味を知らない人が多いのではないかでないでせうか？ その證據には斯ういふ人達に限つて非常時を口にしながら、その實、心の隅では「我國は神國だ！ 我國には神風が吹く」といつて安心して居るのです。非常時は單に支那事變や「ノモンハン」事件だけではありません。英佛の經濟的壓迫、日米通商條約の廢棄、勿論これだけで非常時といふわけには行かぬのです。非常時とは我國が死ぬか生きるかの瀬戸際に在ることです。我國を、此の我が大日本帝國を亡ぼさんとする國々に包圍攻撃されることです！！

では、一體何んな國々が我國を亡ぼさうとしてゐるのでせうか？ 支那以外にどこが我國の敵國なのでせうか？ 先づ敵國を探す前に、一應振り返つて我國の立場を顧む必要があります。我國は第一に所謂新興國家であつて現狀維持國家ではありません。新興國家の常として我國はまた所謂「持たざる國」です。獨逸や伊太利の例を見ても解る様に、新興國家が伸びるために何うしても現狀維持國家の壓迫を蒙らなければなりません。「持たざる國」が持つためにも矢張り同様です。

次に我國は所謂君主主義國家であつて民主主義國家ではありません。現在の民主主義國家は民主主義國家に非ざるあらゆる國を全體主義國家とか獨裁主義國家と呼んで不當な壓迫を加へてゐるのです。第三に我國は所謂資本主義國家であつて共産主義國家ではありません。共産主義國家は世界革命を標榜して社會の平和を亂さんとしてゐるのです。

最後に我國は有色人種の國家であつて白色人種の國家ではありません。長い間世界を支配して來た白色人種にとって、我國の目覺ましい擡頭は、驚異であると同時にまさに恐怖の的なのです。この小さい黄色い日本が瘤にさわつてならないのです。

諸君、これで我國の敵國が何處の國であるかといふことがハツキリ解つたでせう。現狀維持國家、民主主義國家としては英米佛です。共産主義國家としては赤色露西亞です。そして最後にあらゆる白色人種の國家です。幸に彼等白色人種は只今のところ、目前の利害に逐はれて同族相食んで居りますが、併し我々の皮膚の色の變らざる限り、いつかは反撲していくものと覺悟しておかねばなりません。斯う考へて來ると現在の我國はまさしく四面楚歌——包圍攻撃の態勢にあるわけです。

ところで、今回の支那事變を利用して、「打倒日本」の急先鋒を承つてゐる彼等英米佛露は一體何んな方法をもつて我國を壓迫してゐるでせうか？

彼等の中英米佛は經濟的壓迫によつて我國を營養不良に陥れんとし、露西亞は思想的壓迫によつて我國の平和を亂さんとしてゐるのです。即ち英米佛は、折角我國が高い原料を外國より買入れ、安い品物を造つて賣出さうとしても、所謂關稅障壁といふものを設け高い稅金を課して仲々輸出させぬのです。さうかと思ふと他の一方では、支那や其の外の國に安い利子で多額の金を貸したり、戰争に必要な材料をどしき供給し乍ら、我國に對しては金は勿論一般軍需資材の輸入をも拒んで經濟封鎖を強行しようとしてゐるのです。又露西亞は得意の赤化戰術をもつて共産主義を宣傳し、階級鬭爭を激發して、國內のどさくさ紛れにあわよくば外蒙古や東波蘭と同様の運命に我が日本を置かんとしてゐるのです。

此の様に觀察して來ますと、我國の非常時局は決して四年や五年で終熄するものとは考へられません。今回の事變を三十年戦争だと百年戦争だと言ふ人がありますが、夫れも結局斯ういふ意味に外ならぬのです。彼の長期建設といふ言

葉も實にその必要から生れて來たのです。

諸君！ 現代の戰争は總力戰です！ 昔の戰争は戰場の戰争でしたが、今は國全體が戰場なのです。戰の庭に立つも立たぬも、誰一人戰士でないものはありません。產業人は產業戰士であり、諸君は鑛業戰士であります。老若男女、貧富貴賤の如きその別を問ふべき時代ではありません。諸君は大日本帝國の臣民です！ 大日本帝國の臣民として將又鑛業戰士として、諸君は今回の聖戰に赴くべき義務があるのです。一大愛國運動を開いて君國に奉する當然の義務があるのであります。長期建設の途上、或ひは日英會談とか、日米會議とか、或ひは日蘇會談とか、色々外交上の起伏はありません。しかし結局外交は外交です。我々銃後の國民としては、飽くまでも最惡の場合を豫想し、何時如何なる場合に於ても充分これに對應し得る決意と實力をもつて行動せねばならぬのです。即ち英米佛の經濟的壓迫に對しては生産力の擴充を以て、赤色露西亞の思想的壓迫に對しては防共工作の強化を以て、白色國家の人種的壓迫に對しては有色人種の大同團結を以て對抗しなければなりません。今後益々愛國運動を擴大強化すると共に、鑛業報國運動をしてその實を擧げしめなければならぬのです。現在の事態が永引けば永引くほどその必要があるわけです。

五、何故啓蒙運動が必要なのか？

俚謡に「佐渡の金山この世の地獄、登る梯子は針の山」といふのがあります。今でも金山といふと此の世の地獄が針の山位に考へてゐる人が相當尠くない様です。そのため我國の鑛業はどれだけ發達を阻害されてゐるか解りません。従つて斯うした人々の誤解を解き蒙を啓くことが、鑛業の進歩發達を圖る上に、如何に必要であるか、蓋し説明を俟つまでもないと思ひます。

一概に金山と言つても其の中には色々の意味があります。鑛業を指す場合もあり、作業を指す場合もあり金山生活を指す場合もあり、又鑛夫即ち労務者諸君を指す場合もあります。世間の人々の金山に對する誤解は此等各個のあらゆる場合

に跨つてゐる様です。従つて此等世間の人々の誤解を解くためには右の各個の場合につき一應の説明を試みる必要があらうと思はれます。

先づ第一に、鑛業の重要性につき未だ一般に認識が足りない様です。果して鑛業は重要な産業でないでせうか？ 諸君試みに鑛業法を縒いて御覽なさい。その第五條には「帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ非サレハ鑛業權者ト爲ルコトヲ得ス」とあるのです。これは一體何を物語つてゐるでせうか？ 鑛業は戰時平時を通じ經濟上國防上特に重要であるから日本人以外のものには經營させてはならぬといふことですこんな産業が外にあるでせうか？ あつたら教へて下さい又最近まで朝鮮に外國人の所有に係る金山が二つありましたが、政府は民間の會社を督勵し多大の犠牲を拂つてこれが回収を斷行しました。それといふのも鑛業が國防上産業上重要だからです。此等の例によつても如何に鑛業が重要であるかといふことが解りませう。

次に、世間では金山の作業を危険此の上もないものとして居りますが、果してさうでせうか？ 勿論、金山には全然危険がないとは言ひません。併し危険は金山に限つたことではありません。到る處に危険が轉つて居ります。街を歩いても自動車に轢かれる世の中です。それにも拘らず世間では、依然として、金山は危険だ、危険な金山に行つて働く氣はせぬと言ふ人が多いのです。職業紹介所方面でも一時は金山は危険だから人の世話は出来ぬとさへ言はれたものです。其の爲め金山は事變勃發後間もなく極度の勞働力不足に陥り、労務者の募集難は今もつて緩和されぬ有様です。併し金山が如何に危険だといつても、事業主は、爆發でもすれば、多額の扶助料等を支拂つた上、仕事は休み修理もせねばならぬといふ譯で、結局災害防止の設備に要する費用よりも多額の費用を要することとなりますから、最近は此の方面的豫防設備にも多額の費用を投じ、施設の擴張充實を圖つて災害の防止に萬全を期する様になつて來ました。それでも尙ほ金山は危険だから働く氣はせぬと言ふ人に向つては、第一線の將士を見よと言ひたくなるのです。如何に危険といつても銃後の危険な

ど高が知れでゐます。その危険をさへ恐れる様な人では、到底銃後の戦士などと稱する譯には行くまいと思はれます。

第三に、鑛山生活は人生のどん底であるかの如く言ふ人がありますが、果しでさうでせうか？恐らく斯ういふ人々の大部分は、彼の有名な文豪夏目漱石の名著「坑夫」に影響されてゐるのではないかと考へられます。併し小説は小説であつて事實ではありません。小説中に如何に悲惨な鑛山生活が展開されてあつても現實はまさに正反対であるかも知れぬ場合があります。殊に此の「坑夫」は明治年代の鑛山生活を主題としたものであつて、これをもつて現在の鑛山生活を推す譯には行かぬのです。例へば現在の鑛山には監獄部屋などといふものはありません。國家の鑛山労務者に對する保護も工場労働者等に比し遙か以前に法制化せられ、雇傭條件其の他につき各種の合理的な規定が設けられてゐるのです。そして全部が全部とは言ひませんが、現在の事業主の大部分も、作業管理の改善と共に福利施設の充實に種々心を碎いてゐるので

す。

諷つて地下労働は成程地上労働に比し太陽の顔を見る機會に乏しいでせう。併し、夫れ故に鑛山生活をどん底生活といふならば、彼の艦底に働く機關兵は一體何生活といふべきでせうか？諸君、全國の鑛山には數十萬人の労務者が働いて居ります。此の數十萬人の生活を全部どん底生活といふならば、何んとどん底の力強くも多いことではありますか？

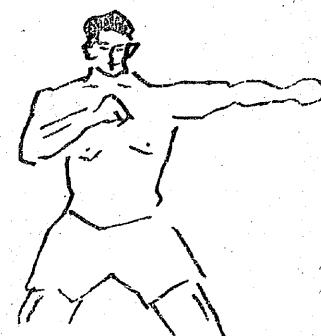
最後に、労務者たる諸君の人格に關し兎や角批難する人が世間には餘りにも多いことです。數多い諸君の中ですから、勿論斯うじた批難に値する人も決して渺くはないでせう。併し、全部がさうだといふならば、認識不足も甚しいと言はざるを得ません。諸君を尊敬せぬ人は鑛業を尊敬せぬ人です。何となれば、あの重要な鑛業に從事する諸君はまた重要人物だからです。しかし、諸君！ 諸君はそれだけに自重せねばならぬのです。他に率先して生活の刷新を圖り能率の増進に努める—これが諸君に課せられた當面の重大責務です。若しこれに反して仕事を休み遊興に耽るならば、最後は恐らく次のような結末となるでせう。

人毎に 春はぶらつき 夏はあつき

秋はよい月 暮はまごつき

以上稍々鑛山なるものを美化し誇張しがた感があるかも知れませんが、併し、諸君！ それだけの該りと満足とをもつて鑛業戰線に活躍して貰らひたいのです。そして鑛業報國運動の一分野として、絶えず他を啓發すると共に自己をも啓發して頂きたいのです。

(未完)



鑛業に於ける職業性疾患

(下)

福岡鑛山監督局
醫學博士 松 下 正 信

五、十一指腸蟲病（炭鑛）

歐洲各國では本病を大抵職業病としてゐるが多少事情を異にする本邦では職業病と規定されてゐないが、坑内業務とは少くとも過去に於いて相當密切な關係を持つた疾病である。それは本蟲の感染経路が問題となつたからである。本蟲の感染経路には仔蟲の口より侵入する經口感染と皮膚を通じて侵入する經膚感染との二種がある。前者の場合は坑内業務とは關係無いが後者の場合は密切な關係がある。即ち蟲卵が坑内脱糞により散在し之より發育した仔蟲が從業者の皮膚を通じ侵入するとき業務と不可分の關係を持つのである。

産業醫學史を顧みると、十九世紀末有名な『サン・ゴタート』隧道工夫間に流行した貧血症はやがて全歐の鑛山に流行したが、之は十二指腸蟲に因ることが其後確認され其感染原因是當時坑内に於ける脱糞の風習より經膚感染によると認められたことが分るのである、翻つて本邦鑛山では坑内に於ける脱糞の風習は更に甚だしいと推想されてゐたので、以前から一部の學徒の間に關心を持たれるやうになり時々報告も出たが徹底した研究は無かつたので、大正の末期私は鑛山の本病について稍詳細な調査を成したから之を簡単に述べやう。

先づ多數從業者の蟲卵検索をやつた結果、現在從業者四三・七%の蟲卵保有率があり坑内外夫にすると坑内夫四八・六%坑外夫三一・七%となり、又保有者の坑内外別百分率は坑内夫六〇・五坑外夫三九・五となる。但し海底採掘坑では坑内感染はしないので（理由後述）それを除くと、右の比率の差は坑内夫六二・三坑外夫三七・七と更に大となる。當時の坑内は現在より遙かに不潔で高溫高濕箇所多く脱糞の風習相當盛んで然も裸手裸足が多かつたから、坑内の經膚感染は當然あり得るわけで之が坑内夫と坑外夫とに保有率の相違を招いた原因と推定されたのである。そこで私は之を科學的に立證しようと企て炭鑛坑内に於ける本蟲の發育と感染機轉に關する實驗を試みて次の成績を得たのである。

(一) 坑内感染原因の存在は坑内で採集した人糞を檢鏡して其半數本蟲卵若は仔蟲を發見したから確實である。

(二) 本蟲卵を含有する糞便を培養した坑内土壤の検査で凡そ三〇糰許り仔蟲が移行することが分つた。之は近距離への仔蟲の傳播する事實が分つた。従つて坑道が汚染せられ感染機會に富むことを推察し得る。

(四) 本蟲發育状況を現試験場でしたが乾燥箇所や低溫箇所では完全な被胞仔蟲にならないが、普通に多い高溫高濕の作業場では地表試験室に於ける場合よりも早く約五日間で完全な被胞仔蟲に發育することが分つた。因に其平均溫度は二五・五度平均濕度は九四・三%であつた。

(五) 坑内水の性状の化學的検査もやつたが、海底採掘坑で海水と同量の食鹽を含有する坑内水で培養すると發育しないが、一般に多い弱アルカリ性又は中性反應の坑内水で培養すると良く發育することが分つた。海底採掘坑では坑内外の本率の差は殆んど無い。尙之等坑内水の水素イオン濃度（之は溶液の性状と強度とを精細に示し規準）を測定すると、三・〇一六・三の間にあることも分つた。そして本蟲卵發育の抑制には水素イオン濃度は少くとも一・五以下の強酸液たることを必要とするとともに同時に分つた。

かくて坑内に於ける本病感染は明確に存し得ることが立證出來たのであるが更に之を別の方面から觀察してみた。それ

は當時蟲卵保有率との關係に就いてである。

調査の結果によると、現在坑内夫の蟲卵保有率は既往に於ける坑内夫の場合は既往に坑内夫の經驗有る者の保有率が無き者の夫の倍率となる。又坑内の勤続年數の増加に比例して本蟲卵保有率が増し坑外の勤続年數の増加に逆比例して保有率が低下すること等が分明した。之等の結果は坑内就業が如何に本病罹患に重要意義あるかを示すものである。

以上三種の方法即ち職業の變遷に關する史的調査蟲卵検索による統計的觀察坑現場試験による實驗的觀察等によつて本病の罹患が坑内作業に密接な關係があることが確實になつたのである。然らば本病を坑内夫の職業病とすべきやと謂ふに左様簡単には參らない。それは本邦では經膚感染を相當重要視しなくてはならないのである。

即ち坑内夫が經膚感染により罹患することを考慮する要がある。勿論坑内夫の高率なるは經膚感染に由來すると觀られるが、他の職業群とも比した結果直ちに本病を炭礦坑内夫の職業病と認定するは早計と考へられるのである、寧ろ上述の事實を認識して坑内夫の罹患率低下に努力することが何より必要である。そこで吾々は衛生思想の向上と衛生設備の改善とに先づ努力したが、礦業警察規則改正の審議に際し私は坑内脱糞を嚴禁すべく、先決要件として坑内に便所を設置すべき一條を追加することを異論を排して強く主張した現行礦業警察規則第六十四條が其結果である。同時に採炭が機械化され集約採炭となつた結果不潔個所が少くなつてきたことも好都合であつた。かくて約十年後昭和九年再調査をやつた際は蟲卵保有率坑内夫一六%坑外夫一%と低下し良好な成績であつた。

斯様な次第で今日では本病は昔日問題とするに足らなくなつたのは洵に欣快の至りである。

六、壓搾空氣使用機の使用による疾患

壓搾空氣使用機を使用すると其の振動の爲めに心身の障害を招くのであるが、礦山では手持鑿岩機使用により運動器に

障害を起す場合が多いのである。

本疾患は現在尙ほ職業病として指定せられてゐないが、既に問題となりつゝあり又將來益々注意せらるべき疾患である
礦山に於ける場合は手持のジャックハンマーの使用により本病を招來するのが普通であつて、利腕で支持して使用するためには鑿の振動が上肢より肩胛胸部頸部頭部に傳はるのである。使用後早い場合は半月許りで神經衰弱様症状を發し頭痛疲勞感不眠等を訴へることがある。本病には特定の病名は無いのであつて各系統別に症狀を略記することにする。

骨系統では利腕の手掌關節腕關節肘關節肩胛關節等に病的變化を來たし、關節痛や時には關節面の磨滅や關節囊の化骨を招くこともある。

筋肉系統では前膊筋上膊筋大胸筋背部筋頸部筋手指筋殊に拇指球に疼痛が起り、粘液囊炎や腱鞘炎等を來だし甚だしい際は筋萎縮症や化骨症を招く。

神經系統では前述神經衰弱症や血管運動神經障害により手指殊に小指の蒼白症や無感覺を起し甚だしい際は壞死に陥ることがある又局所血管痙攣は一部逆流する冷寒な壓搾空氣により悪化して知覺異常や知覺麻痺を招來するに至ることがある。尚ほ振動と共に相當な騒音を發するので聽器に影響し耳鳴や難聽を招くことが往々ある。

以上のやうな症狀を呈し早期に作業を中止すれば完全に治癒するが長期繼續すると前記症狀が固定して後遺症狀を貽す虞れがある。
本症の豫防としては鑿岩機の使用時間を可及的短縮すること又出來るならば手持式を廢することが必要である。
本症と慢性ロイマチスムスとの間には種々議論もあるが到底壓搾空氣使用機を無視することは出來ない。たゞ病理の未だ不明確な點があり又發病素因をも重要視しなくてはならないが、作業の實際狀況を顧慮して歐洲では一般に職業性疾患として取扱つてゐる。

本邦では未だ一般に注意が比較的浅く又前述のやうに職業病として指定こそされてゐないが、今後事業の發展につれて充分關心を要する疾患である。因に九州の炭山では石西博士が相當多數例に接して其報告を出してゐる。

結論

以上で礦業に於ける職業性疾患中最も重要なものについて概説したのであるが最後に職業病の決定に關聯して一言したいと思ふ。

外國では多く職業病を列舉式に其病名を規定してゐるが、本邦では業務上疾病に罹り云々といふ辭句を用ひて業務上なりや否やの判定は其都度決定するやうに解釋されてゐる。之は法律技術上一見間然する所無いやうであるが、専門的見地から吾々の反対してきた所である。然るに昭和十一年當時の内務省社會局は工場礦山を通じて約二十種の疾病を職業病として列舉指定したのである。勿論『其他業務に因する疾病』なる一條を挿入することは忘れてゐない。右指定疾病中礦山に關するものは既述のワイル氏病・坑夫眼球震盪症・珪肺・熱中症の四種である。列舉式の指定は吾々の主張に合致する所であるが其決定は是非專門的見地よりしなくてはならぬ事務家の常識論は固より禁物であるが専門家と雖も初めて接した疾病に對しては輕率に決定することは許さるべきではない。職業性疾患の決定には産業衛生専門家より成る權限ある職業病委員會を常設し、必要に應じ隨時會合して充分検討した上で當局より指定すべきであると思ふ。

それについても考へることは職業病の研究機關の設立である。先年滯歐中私は諸所の産業衛生研究機關を視察し、現場と研究所との連絡の圓滑な點について啓發せられる所があつたのである。

産業現場を中心とした産業衛生研究機關こそ獨り職業病の研究のみならず、災害防止其他凡ゆる産業衛生の重要な問題解決の唯一基礎であり産業の健全なる發達に不可缺の要素と謂ふべきである。殊に人的資源の切實なる需要と然も之に應じ

かねる現状では一層産業衛生の實地産業への導入の要が痛切に感ぜられるのである。

九州は由來礦山玉國と稱せられてゐる。此の大炭田の中心地に礦山衛生研究所の一つ位あつても好いのではないだらうか。(完)

新興滿洲の石炭配給を見て

久保山雄三

新京の一小賣問題であつて、こゝに事更べんをさるまでの事でも無いと思ふが、事は小ながら立法によつて解決されんとして居り、且つ現に内地で石炭共販會社業が組上に擧げられて居る際何等かの参考にもならうと思ふから敢へてこゝに一文を筆した譯である。

石炭商を許可制にせよとは何事だ

最近國都新京に於ては石炭が暗からくへ、需要増に對する供給不足の虛に乗じて暗相場で横行してゐると云ふ、そして當局は之を撲滅すべく躍起となつて之等の不届け者に最後の大鐵槌を下して一網打陣の檢舉となつた譯だ。處が私の最も意外に思つたことは此責任は市内に多數の朦朧業者があつて、之等朦朧のやつたことで全滿の統制権を掌握して居る日滿商事の責任ではないと日滿商事會社當局の辯である。

私が日滿商事の當事者へ更めて聽きたいことは、何の爲めに滿洲では石炭の配給権を日滿商事一社に與へてあるのかと

云ふことである。大体配給の統制とは或る一つの物品が整然たる配給機構の下に、生産者より需要家の手まで明瞭に一点疑問視される處なく到達せしむることにあるのである。今日満洲の石炭が一屯でも日滿商事の手を通せずして市場に出る筈は絶対にないのである。その禁制の石炭が市場にあると云ふこと自体が不可解ではないか。一休日滿商事は石炭を何處へ出して居るのだ。少くとも日滿商事が一貫した統制の下に石炭の配給をなす場合、勿論第一、第二といくつかの段階であることは云ふまでも無い、しかして日滿商事が或第一の取次店に渡す場合は、その第一取次店に全幅の信頼を置き得るものでなければならないのである、而して今日の如く石炭に關する限り絶対の特權を持つて居る以上斯様な適當なる取次者を得ることは極めて容易な筈である。更に第一の取次店に又同様の特權（地域を區切つて）を日滿商事は與へて置けば之等第一取次店は次の第二取次者へ渡す場合も同様全幅の信頼を置き得る者を選べば、其通過する段階が假令何回であらうとも石炭は整然として目的とする需要者へ行き直るのである。

素より如何に全幅の信頼をなし得る人であつても、そこに更に取次業者が不正をなし得ない様に保證金或は罰金若くは損害賠償と云つた形式のもとにかたい契約が交されて居れば、根が商賣人なら決して僅かな目前の利益の爲めに本業を台なしにする様なことはしない筈である。然るに日滿商事は石炭配給上の取引技術は何等考慮する處なくして石炭小賣業を許可制度にすべし等と云ふことは、今日官廳の事務繁雜を極め人不足に悩んで居る時、更に役所をして煩すのみにして何等得る處無きものと云はなければならない。私をして云はしむれば既に石炭の公定相場は嚴として定められ、苟くも之に違反するものがあるならば法は厳粛に罰するのである、而して日滿商事は全滿の一手販賣権を掌中に納めて居ながら之以上石炭に對し法的發動を求めるることは徒に警察の窓口を繁雜化することあるのみだ。大体許可營業なる制度は日常衛生、治安其他常に充分たる監督を要するものに必要とするものであつて石炭などに其必要性は毛頭無いのである。尙現實の場合より見れば満洲に於ける石炭小賣はその許可権が日滿商事にあるも同然では無いか、何となれば日滿商事が石炭を渡さなければ出來ないからである。

参考までに法の發動によらずとも前述の場合目的を達し得られる實例を擧げて置く。日本の雑誌は東京堂、大東館、東海堂、北陸館と此四軒で一手に取扱ふことになつて居る。勿論此四軒は雑誌協會に加盟して居なければ絶対に取扱はない又此四大取次店から雑誌の配給を受けやうとするものは協會と連繫なる小賣組合に加盟して相當額の入會金或は保證制度が設けられて居るので、非加盟店の發行する雑誌は例へあつても絶対に取扱はない、だから日本では雑誌を發行する限り此四大取次店を通さない以上絶対に存立出来ない仕組になつて居る、満洲の石炭小賣業制度の場合は前記雑誌小賣に關する制度の一部を利用しさへすれば容易に目的は達し得られると思ふ。

次に内地の米に就て見やう。米の小賣店は今日までの御得意様大事と習慣的に今日でも得意先を廻つて居る。得意先からの方文ならば一定量を届けるが、突然の客が来て米の方文をしても得意先だけの割當しか無いから簡単に賣らない、勿論賣るとしても其振當を得る方法を講じてからでなければ賣らない。石炭の場合に於ても大体そうである、今日まで内地では法的統制が行はれぬ先に小賣人は入荷が例年より少いから、その少い數量を適宜割引して得意先に割當て届けてくれるから以前から取引ある需要家へは少量ながら届けてくれる此方面の配給には別に混亂を生じて居ないのである。

國都新京の石炭小賣配給の無統制振り

私は去る日新京軍人會館に開かれた石炭に關する協和會主催の座談會で石炭販賣組合及日滿商事の方々の話を聞いて實に驚いた。それによると新京には何ヶ所かの組合配給所が設けられて居ると云ふことだ、そして此配給事務所が何時からか店開きをすると、店開きを待つて需要家は一齊に方文する。しかし此處に最も注意を要することは國都新京に振り當たれて上下各期の割當數量を毎月更に各日に割當、此正確に一日分として割當られた數量を電話若は其他の方法で受付け、此數量が満量になれば午前十時であらうと十一時であらうと受付をスッカリ締切つて仕舞ふと云ふことである。そして更

に次の日も之と同一の事を繰返して翌日の分は絶対に受付ぬと云ふのである。私は聞いて聞いた口が閉がらなかつた。第一それでは同じ者が多く買つても分らぬでは無いか、要するに早いもの勝ちだ。それを毎日々々繰返して行けば行く程差は深刻になるだけに過ぎない。そこで國防婦人會の代表だから石炭の入手が出来ない何とか方法はないかと質問したところ満人の配給所の方に袋を持つて買に行つたらどうだと答辯された。事既にこゝに至つては最早議論の余地は無い、吾々が最も恐れて居たのは此の言葉だつたのである（當日の速記録を調べて見れば判る）。吾々は統制の合理的に行はれることを希、ふと同時に他面統制することに依つて其運用を誤らんか多少の弊害の現はれることも懸念したのである。然るに果せるかな満洲の石炭に於て現實に見せつけられたのである。かゝる不都合は業者の自薦努力勤勉によつて速かに是正さるべきである。序でだから書くが其の席で更に他の婦人代表から申込の電話が話中ばつかりだから、しばらく経つてかけて電話が繰がれた時には最早締切つた後だと云ふ何とか方法は無いですかと問へば、忘れぬ様に早くかけるのですねと云ふ益々話は怪奇を極めて来る、大体石炭の數量は極つて居るのである。一人が先に出れば他の者が落伍しなければならない若しこの電話なり其他の順番を徹底的に争ふとすれば自ら時は繰上げられて終りには徹宵するより外はあるまい。更に務め其他の都合で電話のかけられない人は隣家にでも頼んで置いたらよいでしやうと業者は云はれたが、本人でさへも入手困難な石炭買ひを他人に頼めるかどうか、又頼んだにしても他人が眞剣に血眼になつて石炭を買つて呉れるかどうか、よしんば買つてくれたとしても之こそたゞでは人情として済むまい。自然歸りに何か小供に手土産の一つも買つて歸ると云ふことになつて見れば何の爲めの統制だか公定相場だか、サツバリ其の目的が何處にあるのが分らなくなるでは無いか。

少くとも炭配給の業務を擔當する者は、申込みは業務時間中何時でも受付、その場合は配給すべき日時を明確にし、一見受付簿を見ることによつて某家は何日何屯、甲家は云々と半月一ヶ月と需給數量日時の豫定表を作つて置いて、その豫定表によつて順次配給して行くことこそ眞の統制下の合理的配給と云ひ得るのである。誰だつたか明日の分まで受付ける

と間違ふと云つた様なことを申されたが、昔の大福帖時代なら格別、今日文化の時代に左様な言葉はつくしまれたがよい

でしよう。強ひて申されるなら、それは何等配給業者に努力の意志が無いと云ふ結論に終るであらう。

受付用の電話を二本や五本引入れることに努力したからとて新京の石炭配給當局者の努力とは云へない、私は満洲の石炭配給を見て感想の結論は、大口配給は別として小口配給に至つては、配給業者に全く努力の跡なく怠慢そのものであつたと極言して敢へて過言でないと確く信ずるのである。

炭礦爆發防止に就て

互助會石炭株式會社

分析所主任 町 隆 介

第一章 坑内爆發

+2H₂O炭酸瓦斯15.1%水12.3%を生ず。

(A)メタン瓦斯——沼瓦斯は炭素一分子、水素四分子より成立てるものにして其比重〇・五九九、空氣中にて青色の光無き火焰を發して燃焼す又、空氣の或適量と混じたるも

のに点火せば烈しき爆發を惹起すべし。 $CH_4 + 2O_2 = CO_2$ り計算せば全空氣量の約23%なるも實驗に依れば5.5%以

引火溫度は試験者により又は他の事情によりても相違有

るも低きは650°C高きは780°Cとせらる。

上なり、然し本編輯者は少なくとも各坑に於かれては絶対にメタン瓦斯の排除せられたる完全なる通風、排氣状態にて作業せられん事を熱望すメタン瓦斯量15%に至れば單に燃焼するに止り30%に及べば遂に燃焼をも持続せずして消火す。

爆發量最低量5.5%～6%最高量13%～15%の範圍内なり注意事項——各位の炭坑内に於て爆發瓦斯を檢し危険の程度を知るは最も必要な事にして之の檢定の結果にて適當なる安全裝置を講すべきなり。

保安係員は瓦斯山勿論、瓦斯の少ない坑に於ても安全上毎日各切羽作業開始前其有無及程度を檢し若し瓦斯量1.5%以上を存する所は發破を禁止し、2%以上を存する時は坑夫の作業を嚴禁する事は規定せられてゐる事なり、勿論其の時にその區域の通氣を充分にして瓦斯の排除に務めざる可らず。

摘要——火焰に及ぼす變化に依て檢定する法——

メタン瓦斯の存在する空氣中に火焰(安全燈)を持來る時その火焰の熱によりメタン瓦斯は燃燒し青色の焰を作る之れ

理由は油による火焰の溫度不同なるが爲めにして火焰の溫度高き程周圍の空氣溫度高く從つて火冠大なるべし學者の研究に依れば二種の異なる油を用ひて試験せし結果に同一分量の瓦斯中に於て火冠大さに大小の差を見るは之れが爲なり、次に火焰の大さが火冠に影響するは前述と同一の理由にして火焰の大なる程火冠大なり、例ば同一瓦斯中にて火冠の大きさを一つは0.1吋他は0.4吋になし試験せられたるに火冠の大きさは前者0.85吋後者は1.75吋に達す、以て其の影響の小ならざる學者の記録を記す、又空氣成分中酸素窒素及メタン以外の他の混合物の量の多少は火冠の大きさに影響あり。就中炭酸瓦斯水蒸氣等は燃燒溫度は低下せしむるを以て火冠の大きさは比較的大なり。此の結果より云へば坑内に於ける検出瓦斯量は實際より稍少なき結果を示す、之れに反して爆發性瓦斯中にメタン瓦斯中にメタン以外の瓦斯混入する時(エゼン、プロパン)は之等はメタン瓦斯に比し引火溫度低きが故にメタン瓦斯のみのものに比し火冠の大きさ大なるべし、亦大氣壓の高低も亦火冠の大きさに變化を來す。

を火冠と稱す、火冠は瓦斯量少なき時は僅に火焰周圍の熱度高き所に於てのみ見るべく其量増加すに隨ひ火冠擴大す故に今適當の火焰を用ひて其の周圍に青色の焰を見れば其空氣中の瓦斯の存在を知る檢定方法も既に用ひられている事なるもその理論を摘要せる次第なり、但し試験に用ひる焰火は必ず金網を用ひて包圍せられ瓦斯爆發の傳播する事無からしむ。試験用燈の構造に種々あり普通の安全燈をも試験の目的に使用するを得然るに普通の安全燈は植物油亦揮發油等を用ひ火焰の光度高きを以てその光を暗くせざれば充分に火冠を見分け難し故に安全燈は燈芯を引下げて焰の光を蔽ひ僅に其上端を現はさしむるを必要とす、次の第一圖は火冠長さと瓦斯量との關係の概略圖なり。

一圖は火冠長さと瓦斯量との關係の概略圖なり。

火冠長さ 0.2吋 0.25吋 0.35吋 0.5吋 0.7吋 1.25吋

瓦斯量 1.5% 2.0% 2.5% 3% 3.5% 4%

然るに火冠の大きさは同一瓦斯量に對しても必ずしも常に一定のものにあらざる事あり、其の原因の主なるものは油の種類火焰の大さ及空氣中メタン瓦斯以外の他の成分を含む有する爲なり。次に安全燈の油の種類に依り同じか違ひる

摘要1——物理的性質による檢定法——空氣及び瓦斯の物理的性質中檢定に利用せらる可き重要な点はAに光線屈折率の差、及擴散、滲透度の差、C熱傳導率等あり。

(A)光の屈折率の差に依る檢定法——空氣は瓦斯の混入する時はその濃度に依り光の干涉に差異を生ず詳細は略す(B)瓦斯の擴散性を利用せるも——一般に瓦斯の擴散率は密度の平方根に反比例するが故に假りに密度①なる空氣と密度0.559なる瓦斯と接觸すれば瓦斯は空氣に比し1.34倍大なる速度にて空氣中に向て擴散する性質を利用せるものなり詳細略す。

(C)電氣を用ふる瓦斯檢定法に就き種々の考案あり、就中赤熱せる電線の電氣抵抗が其の周圍の空氣或は瓦斯の熱傳導度により同じからざる事實は既に知られたる事なり各A、B、Cは器具に關する事なれば詳細略し概略理論だけ摘要せり。

爆發の原因——メタンは前述の如く650°C～700°Cにて点火するが故に坑内に於ける如何なる火氣も之が爆發の原因となるべし。從つてマツチの火、裸燈火(アセチリン燈)或は

坑内火災より生ずる火焰等が瓦斯点火に最も容易なるは極めて明瞭なる事にして此外安全燈取扱上の不注意或は使用中の故障に因る。点火は幾多原因中起り易きものに屬す又發破作業に於て火薬或は高級爆薬を使用せば發破の瞬間に

於ける長き且つ高温の火焰は瓦斯に点火す。殊に裝薬過量又は空發の時に於て最も危険なり、即ち瓦斯 5.5% - 13% を含む空氣は一度点火せば依つて生ずる熱度は瓦斯の引火點以上なるが故に直に周囲に其の燃焼を傳ふべし。

大正10年より昭和5年迄の九州、山口の石炭貿易の比較

原 因	裸 火	マツチ	安 全 燈			燃 火 線	發 破	自 然 發 火	電 氣	不 明	計	合 計
			開 放	其 他	總 數							
回 數	72	5	21	44	29	9	2	35	5	150	222	
百分率	32.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	67.5%	100%	

(A) 全綱大

- 球の接続を断つ事(電氣)

(A)全綱大きさ及び構造を適當にする事
 (B)鎖鑰を完全にする事
 (C)構造の堅牢なる事
 (D)氣流による火焰の動搖の注意
 (E)安全燈の掃除、検査
 (F)厚硝子を用ひて電球を保護する事(電氣燈)
 (H)電氣回路の開閉によりて生ずる火花の注意(電氣)
 (M)点火せる電球の破壊せざる様若し破損せし際
 (N)自動的に電氣遮断せしむる様な電氣燈
 近代式の完全燈——ウルフ燈(揮發油使用)
 外は次表に別記せり。

揮發油安全燈	ウルフ 燈	手提帽
電氣安全燈	エデソン	上帽 //
	// // //	// //
	830—b	GJ
	830—c	DEFGJ
	950	
	ウルフ	提手帽
	// //	上提手帽
	エニツフ	提手帽
木多木	SLA	上提手帽
	SLF	提手帽
	SIC	上提手帽
	淺湯	提手帽
	立三	提手帽
	社	提手帽

機を用ふる場合に於て甚し、採掘せるものを運搬するに急傾斜に沿ひて下位の坑道に落下せしむる事と屢々鐵車に入れ換へる事は粉末を作る原因たり。其の他運搬中炭車内より落下し又は氣流によりて運び去られて炭塵を生ずる事も原因の一つなり。

坑道の大きさと引火点の關係——學者の發表によれば坑道の大きさは引火点に影響あり同一状態にて断面小なるものは大なるものより引火点低下す。

浮遊せるものにして或加熱物の爲に可燃性揮發物を出して之れに引火し更に其熱により周圍に燃焼を傳播するを云ふ石炭坑内に於ける炭塵の飛散は免かれ難し。而して其程度の大小は石炭の性質、採炭及採炭及運搬の方法等によるものにして炭質脆きは粉末を生じ易く、採炭に機械を應用す

發力強し各粒の大きさ漸く大なるに従つて爆發力益々減少して遂には爆發するを得ざるに至る。

一例として、粉炭中 200目以上のものを 1.5% を含有するものと 3.3% を含有するものとの爆發状態を比較するに爆發傳播の速度前者は一秒間 213尺なるに後者は 164尺に過す。又爆發に依つて生ずる壓力にも甚だしく差あり。更に 200 目以上のものを 70% を含有するものは遂に爆發せず。この大きさ限度は炭質に依る事大なるを以て明に指定し難きも大凡 100 目以上は爆發し難く、又 50 目以上は決して爆發せずと推意し得。

以上爆發は炭塵の充分乾燥せし場合に於て最も激烈にして濕潤するものは空中に飛散し難く且つ其水分蒸發に多くの熱量を吸收す以て爆發を困難ならしむ。4%—6% の水分を含むものは既に著しく爆發を減退せしむ 7.5% を含む場合は爆發困難なりと云ふ。

炭塵爆發の限度——は空氣中に浮遊する炭塵の最も危険な割合は石炭中の炭素水素が完全燃焼するに要する空氣量を混ぜる時にして計算上空氣 100 立方呎に付き石炭一封

度以内なり。然るに實際は殆んど一封度以上なり。

或石炭を分析上より計算すれば、之れが爆發には空氣中に 100 立方呎に付き粉炭 24 封度を要すべきに實際には 33 封度に付き一封度の割合にて初めて爆發せし事あり。餘るの炭塵は爆發せざる儘吹飛ばされたるものにして甚だしきは計算上の量に比し 15 倍のものも爆發せし例あり、炭塵中瓦斯を含有するものは炭塵單獨にて爆發するに比してその量少なくして危險の度大なり。

炭塵の點火溫度——炭塵の點火溫度を見るに學者の實驗に依れば瀝青炭 240 目の粉末を 107°C に乾燥したるに約 820°C にて點火せり、従つて浮遊せる炭塵は此の溫度以上ものならん。

爆發の威力——炭塵爆發に因りて生ずる壓力及速度は炭塵の狀態による。就中炭塵の浮遊距離長き所に於ては其壓力及速度増大すべし。坑内炭塵の存在區域は甚だしく廣くして爆發が全坑内に傳播するには殆んど瞬間のことなり。最初に壓力を傳え續て火焰之れに伴ひ其の速度終に一秒間 1000 米にも及ぶ事あり。

點火の原因——普通の瀝青炭々塵の引火点は 820°C—840°C 内外なれば此溫度以上のものは總べて炭塵点火の原因をなし得べく主なる場合を擧ぐれば

(a) 坑内一部の瓦斯爆發に因る場合

(b) 装填爆發の過量又は空發に因るもの

(c) 電火によるもの

(a) の解説——瓦斯爆發の結果附近の炭塵に衝撃を與へ之れを煽動して空氣中に浮遊せしめ同時に爆發より生ずる火焰により浮遊炭塵に点火爆發せしめるものなり。元來 CH_4 瓦斯の完全燃焼により生ずる溫度は理論上約 2766°C にして、石炭引火点に比して著しく高きが故に上記の場合に於て浮遊せる炭塵を燃焼せしめる事は甚だ容易なり。

(b) ——瓦斯に對して危險なると同じく炭塵に對しても亦危險なり。即ち爆薬は破裂孔より空發せば炭塵を燒りて、之れを浮遊せしめ其長く且つ溫度高き火焰は之れに点火すべし。

(c) 瓦斯の危險なるに及ばざるも決して安全なるものに

非ず學者の研究によれば火花に接する時間の短きものは 100V × 11A にて点火し、又時間の長きものは 240V × 1.9A にても点火す、而して交流電氣は直流電氣に比して危險の度稍低し。

炭塵量の輕減防止如何——切羽に於ける採炭に當り炭目を利用し又機械を用ひて夾石の部を截るは炭塵を減ずるに効多し、運搬上より考へるに礦車には扉を有せざる事、高く積まざる事、積載炭の表面を稍濕潤ならしめて氣流の爲め炭塵の吹き飛ばざるを防ぐ事、軌道に激しき運動を與へざる様敷設する事、選炭場は坑口より遠ざける事、通氣を改善する事、時に掃集め或は洗流して之れが堆積を防ぐ事、撒水する事、(完全なる傳播防止には 30% の水) 岩粉撒布する事。

撒水法の解説——炭塵中の水分は爆發防止に關して第一炭塵の風揚を困難ならしむ、第二蒸發の爲め熱を吸收して周囲の溫度低下せしむ、即ち炭塵爆發は必ず乾燥せる時に限る。一般に此の種の爆發は夏期より冬期に多し即ち冬期は乾燥せる空氣坑内に入りて溫度上昇すると共に水分飽和の

電 壓 條 例

18%

接地せざる電線..... 10%

電 燈 附 屬 品 5%

截 断 電 蘭..... 4%

法律上600ヴォルト(直流)300ヴォルト(交流)迄を低圧電

氣となし之れ以上交流 3,500ヴォルト迄を高壓とし更に

3,500ヴォルト以上を特別高壓とす。

礦山用諸機械に用ゐる電力は主として交流にして其の電
壓は必要量に對しての事なれば省略するも、各種機械の内
定置機械の動力には稍高き電壓も保安上差支なきも小型移
動機(截炭機、切羽附近の唧筒坑内電動機等は取扱中振動
温氣、熱、等の爲め絶縁を損じ易きを以て低き電壓を安全
とす。

電線——坑内は勿論坑外に於て人の觸る虞ある所には必ず
適當の絶縁を施すを要す總べて電流容量の大なるものには
電纜を用ふを安全とす。

坑内爆發と電氣の關係——坑内火災は發生瓦斯又炭塵の引
火原因か自然發火か火氣か電氣の火花か使用器具並に工作

事は必要なり更に重大なるは坑道の斷面積を適當に大なら
しむる事なり。

普通主要坑道は運搬其他の爲め甚だしく小なるもの稀なる
も排氣専用の坑道は支柱腐朽し上下盤或は兩壁は漸次張出
して、斷面狭小になりたるも仕繕等行はるゝ事なく爲めに
抵抗甚だしく増大し敢て省みられざるものありとせば大な
る錯誤なり、坑道を大にする事は採掘維持費等に影響あり
自ら制限あるべきも之れが整備改善は通氣上、灾害上緊要
な事なり、切羽の集約は通氣力に迄著しき効果あり、一例
集約採炭により扇風機馬力が約々以内に減ぜしものある事
附記す。

扇風機は最大速度にて運轉し尚壓力足らざる時は二台を
直列に配置して聯合運轉せば其負壓を多少增加する事を得
其場合新しき特性曲線を示す氣量は坑内抵抗曲線によりて
定るも之れが聯合曲線を切らざる運轉に於ては二個の扇風
機は其の内の大きなもののみにて働き、小なるものは却て
其爲め抵抗を増大す。

又扇風機は時に並行に配置する方が有利の事あり、然し

物の發熱か近接可燃物質に引火かの場合あり、即ち此の章
に於て電氣火花に付いて記述せん。

一、絶縁不良又は落盤の場合

一、可熔片に過大容量のもの或は銅線等の使用

一、開放型可熔片の動作

一、油入閉鎖器の油の漏洩

一、過少電線の使用

一、電熱量の使用不注意

一、過負荷電器の調節不良

一、局部扇風機、ポンプモーター等の一部線斷線

一、不良器具使用並取扱操作不注意過失

一、不良接續個所の發熱

通風と坑内爆發——坑内氣流に對する抵抗は $H = \frac{f}{2} \frac{P_L}{\rho} \frac{V^2}{L}$

なるが故に、坑内發展に伴ひ坑道延引せば之れに從て氣流
抵抗を増加し産額増大せば其自乘に比例して激増す、扇風
機設計には豫め此場合を考慮せざる可らず、坑内抵抗に關
し磨擦係數を小ならしめんが爲めにのみ坑道を特別の構造
になすべきものにあらざるも、坑道を成るべく直線にする

此場合も坑内特性曲線が聯合扇風機特性曲線を切る場合の
ことにして然らざれば大なる方のみ働き小なる方は却
て損失の原因をなす。而して一般論としては坑内抵抗が高
ければ扇風機は直列に、低ければ並列に置くを可とす、漏
氣に關しては特に排氣坑口の裝置に注意せざる可らず、坑
内にては不用坑道の遮断は充分嚴密にすべき事にして風橋
風戸、調量風戸の漏氣も充分改良改善し以て漏氣の増加を
來す爲め惡結果たる必要氣流の生じ得ざるが如き災害の原
因を藏せざる様精勵する事肝要緊要事なり。

通氣と瓦斯炭塵停滯との關係

①通氣不良のため拂面掘進個所天井凹部に停滯する場合

②局部扇風機の停止により停滯する場合

③不注意に依る門扉開放の爲め通氣短絡しそれより停滯
する場合

④落盤に依り通氣を阻害されて停滯する場合

結 論

結論災害防止法個條書を以てせんとす各位の御研究を希ふ

次第なり。

- ①坑内必要量の風量を入氣せしめ、務めて分流を行ひ通気抵抗を少なくし掘進、拂の各排氣を別々にする事
- ②氣流の方法を吹上式を可とす
- ③採炭法は努めて集約採炭を行ふと共に長壁式を採用
- ④拂の肩深に硬巻を行ひ漏風を防止す
- ⑤風道は一定の規格を定それより小にならしめざる事
- ⑥風戸遮風門等を嚴重にして漏風防止
- ⑦車風ならざる事
- ⑧局部扇風機は風量大なるもの使用の事
- ⑨風管の選擇と漏風防止
- ⑩落盤注意
- ⑪検定安全燈の使用と電動機の故障防止
- ⑫瓦斯検定嚴重検定
- ⑬石炭全面(拂面掘進個所)の瓦斯炭塵の注意
- ⑭岩石掘進の瓦斯突出注意
- ⑮火氣嚴禁
- ⑯炭塵發生注意排除
- ⑰捲却、片盤、風道の掃除撒水の勵行
- ⑱作業個所附近風道の岩粉撒布(岩粉は濕潤ならざるを可とす)
- ⑲電氣發破を行ない爆薬は安全度高きもの、擇ぶ
- ⑳裝填充填の完全化
- ㉑電氣施設は嚴密な検査の勵行
- ㉒電線の裸線の不使用(火花出易し)
- ㉓耐爆型の開閉器(スイッチ)亦絶縁油使用
- ㉔電擊の注意(發破の際のケーブル外傷防止)
- ㉕從業員の連絡完備と協力一致



試掘出願から鑛業権(試掘権)の生れる迄の経過(二)

蒙疆自治政府
産業部事務官 星 吉

試掘出願地の増減區出願

鑛業法第二十七條に曰く「鑛業出願人ハ出願地ノ増鑛區ヲ出願スルコトヲ得」、同法第十二條に沿「鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付テハ鑛業ノ出願ニ關スル規定ヲ準用ス」亦同法施行細則第五條には「本則中鑛業ノ出願ニ關スル規定ハ鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付之ヲ準用ス」との規定も設けられて居るから、試掘出願人は自己の出願區域が狹少に失したる場合又は露頭若は舊坑等重要な部分が出願後に於ける調査の結果出願區域外に漏れ居ることを發見したる場合は前記の規定に基づき鑛業法第九條に定められたる最大面積(百萬坪)迄増區の出願を爲すことが出來得るのみならず、出願區域

一採掘出願地ノ訂正又ハ鑛業出願地ノ増減ノ願書ニ添附スヘキ圖面ニハ新舊出願地ノ關係ヲ明示スヘシ』の要求する事項を調ひたる圖面四葉を添附し増區及び増減區を出

願するときは手數料金三十圓、減區を出願するときは手數料金五圓何れも收入印紙を願書に貼付し消印せず、書留郵便（増區及び増減區出願のときは引受時刻證明にて差出すを便宜とする）に據り差出すことを要する。

出願地の變更願は出願人自身即ち共同出願に在りては其の全員合意の上に非ざれば、之を爲すことを得ざるものである。鑛業法施行細則第十四條に曰く『鑛業出願人代表者ニ依リテ鑛業出願ノ取下、區域增減ノ出願又ハ出願人變更新出ヲ爲ス場合ニ於テハ願書又ハ届書ニ其ノ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附スヘシ（同第二項）前項ノ規定ハ代表者ニ依リテ鑛區ノ增減、合併又ハ分割ヲ出願スル場合ニ之ヲ準用ス』の規定を吟味すれば自ら了解し得る如く、鑛業出願地の増減區出願は共同出願の場合代表者のみにて専行し得ざるのみならず、單獨出願の場合代理人が委任状は後日提出すと稱し代理權を證する書面を願書に添附せざる出願も亦受理すべきものに非ざるや勿論なり。何となれば出願地の變更願は其の願書受理と共に出願の日に換言すれば増減區願書差出の日時に遡つて出願區域が變更せられ

の出願の爲めに當初の出願の調査は全部無効となり更に新規に所轄地方長官へ照會をやりなほしたり、圖面調査及び重複調べ等其の増區又は増減區出願の日時から新に着手するのみならず、多數の出願の中には當初の出願には何等先願關係なかりしも、增區部分に對しては先願が有る等の事あり、此の増區部分に對する先願と稱するものは十中の八九割迄原區に對し重複關係あり互に一部優先的順位を有し第一順位の出願を處理せむとせば增區部分に對し第一願たる先願あることなり。第二順位の出願即ち第二願を處理せんとせば第一願たる先願あることになり何れも鑛業法上の明文のみにては、處理することの出來ない現象を呈するところになる。此の種の出願を同時處分ものと呼稱し處理至難の事件中に數へられ居るから萬一斯かる結果を來たしたなら早くも二、三年位は動きのとれぬ事になるのみならず、兎角出願中に増區及び増減區をせられたる願書は取扱者も其の處理を免れたがるものであるから、僅かの手數料位節約せず、増區せんとする區域が一鑛區以上の面積を有するなれば當初の出願と別個に新規出願の手續を爲すべきであ

一旦變更せられたる出願區域は更に増減の手續に依るに非ざれば是正することを得ざるものなればなり。即ち出願地の變更願の取消は絶対に許さざる原則である行政取扱例は減區及び増減區出願の取下は許さざるも、增區の取下は第三者的の權利を害することなしとの見地から之を許す内規になつて居るが出願地變更願の理論から考察するときは増區も於て出願區域が變更せらるゝものなれば之が取消即ち復舊は更に出願地變更願の手續（減區、増減區）に據らねばならぬは當然なるものと思料す。

出願地の變更即ち增區、減區及び增減區願は鑛業法施行細則第二十九條の二に曰く『第三十六條第一項ノ通知ヲ受領スルコトヲ得ス』と規定あり。許可決定の通知を受くる前なれば何時之を出願するも鑛業法上別に制限することなきも事實は此の増區及び增減區の出願は鑛業出願の許可速進を著るしく阻害するものであるから、つとめて之を除くべきである。何となれば出願地の増區及び増減區出願は其

る。左様にすれば若し後から出願した事件に何か故障があつても當初の出願は出願順位に依り處理進行せらるゝのみならず、時には前例の如き取扱者の好まざる出願を後廻にして先に處理を爲し了ふこともあるのである。

要するに鑛業出願地の増區、減區、増減區等出願の方法は可能のことと規定せられるが、減區出願は格別增區増減區の出願は之を止め、己むを得ざる場合の外新規出願として提出する様留意すべきである。（未完）

榎本勝造氏逝去

商工省燃料局榎本勝造氏は豫て腫瘍炎にて入院療養中の處遂に去る十二月四日逝去了。全氏は仙台監督局を經て先年福岡鑛山監督局鑛政課長に榮轉、石炭增産指導及鑛業報國運動の發展に大なる足跡を残し本年本省に榮轉したのであるが享年四十一歳の將來ある身を以て急逝したるは各方面に痛惜されてゐる。

鑛業法改正案成る

試掘権者に採掘命令

並に整理を圖つた。

一、鑛業法の礦物中に明礬石、石綿及び螢石を追加すると
共に、炭化水素を主成分とする天然瓦斯は之を石油と看
做す。

商工省の鉛業法改正調査委員會にて鉛業法及び石銅法一般の重要事項につき九月廿八日以來特別委員會を開催審議の結果、左の「鑛業法及び砂鑛法中改正要綱」を決定し、四日午後二時東京會館で總會を開催して特別委員會作成の

右要綱を可決し、之を政府に答申することとなつた。改正要綱の要旨は次の通り、

順に之を許可し、其探鑛を獎勵すると共に、同一區域に存在する異種鑛物の鑛業權者相互間の作業の調整を圖つた。

輕減を受けて居るが、現行法では其二年の存續期間満了後も更に十日以内に出願して之を繼續保有し得ることとなつて居るので、此試掘権制度を利用して所謂競區獨占

の弊を生じ試掘鑛區で眠つてゐるもの極めて多い實情であるので、試掘權の期間は四年を以て打切りとし、其期間の更新は之を絶対に認めぬと共に、試掘權者に對しても採掘の出願を命じ得ることゝし、以て睡眠鑛區の防止

五、罰則を全面的に改正し、其刑罰を適當に強めると共に從業者又は法人の代表者の違反行爲に對しては行爲者たる從業者又は法人の代表者の外鏹業權者又は法人をも處罰するの主義、所謂兩罰主義を採用して取締の徹底を期した。

鎌權出願後土地所有者等に通知を爲すことを以て足るものとし、砂鑛資源の開發促進を圖つた。

鍛業法及砂鑄法中改正要綱

第一 試掘権制度に關する件 (一) 試掘権の存續期間は登録の日より四年とすること (二) 試掘権其存續期間滿業前に消滅し又は試掘鑛區の減少ありたる場合に於て其試掘権の殘存し又は殘存すべかりし期間内（此期間が六十日を超ゆる時は試掘権の消滅又は試掘鑛區の減少の日より六十日以内）に鑛業の出願を爲したるときは其出願地の中舊試掘鑛區又は減少部分に該當する部分に付ては其出願を許可せざるものとすること、試掘権の消滅又は試掘鑛區の減少は之を公示すること (三) 試掘権者其試掘鑛區に付採掘の出願を爲したる場合に於て、其出願地仍試掘を要するものと認めたるときは第廿四條第三

石綿及び螢石を追加すること(二)第二條第二項本文の規定を改め炭化水素を主成分とする天然瓦斯は之を石油と看做すこと

第三罰則に關する件(一)第九十四條及び第九十六條乃至第一百條の規定を整備しその刑を適當に高むると(二)第一百二條の規定を削除すること但し第一百一條に屬する場合に限り之を存置すること(三)第三條乃至第一百六條の規定を削除すること(四)醸業税に關する場合を除くの外法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務に關し本法の規定に違反したるときは行爲者を罰するの外その法人又は人に對し各本條の罰金刑を課すること

第四 其他に關する件 (二) 第七條の規定に鑛山監督局長

必要ありと認めたるときは代表者の變更を命ずることを得る旨の一項を加ふること(二)第八條中「労役者」を「労働者」に、第七十五條中「鑛夫の雇傭及労役に關する規則」を「鑛夫の雇傭及就業に關する規則」に、第七十九條中「労役」を「労働」に改むること(三)第廿條中「相續」、の下に「死亡に因る共同鑛業權者の脱退」、を加ふること(四)第廿四條第二項、第廿五條第二項、第廿七條第二項及び第卅八條第一項中「六十日以内」「卅日以内」に改むる(五)第卅一條の規定を改め鑛業山願地他人の異種の鑛物の鑛區と重複する場合に於て他人の鑛業に妨害ありと認めたるときは其出願を許可せざるものとすること(六)異種の鑛物の鑛區重複するときはその重複すること(七)鑛區他人の異種の鑛物の鑛區と重複する場合に於たる日の後なる者はその先なる者の承諾を受くるに非ざればその部分に於て鑛業を爲すことを得ざるものとすること但し鑛業權の設定又は増區に因る變更の登録を得たる日の先なる者は正當の理由なくしてその承諾を拒むこと

亦同じきものとすること(十)第四十五條第二項の規定を削除すること(十一)第七十四條第一項中「一箇年間」を「五箇年間」に改むること(十二)第九十條の規定中に第四ノ六第一項の承諾を拒まれたる場合を加ふること(十三)第九十二條の規定中に第四ノ六第二項の協議調はざるとき又は協議を爲すこと能はざる場合を加ふること(十四)主務大臣及び鑛山監督局長は鑛業權者に對し必要な報告を爲さしめ又は當該官吏をして必要な場所に臨検し業務の狀況若は帳簿書類その他の物件を検査せしむることを得るものとすること

第五 砂鑛法に關する件 (一)第九條の規定を改め砂鑛權の出願ありたるときは鑛山監督局長は出願地内の土地所有者、地上權者、永小作權者その他土地に對し使用の權利を有する者に對しその旨を通知するものとすること(二)砂鑛の採取を終りたるときは砂鑛權者は土地を原状に復し又は原状に復せざるに因りて生ずる損失に對し補償金を拂渡すべきものとすること、第十一條の請求權者は砂鑛權者をして前項の土地の原狀の回復又は補償金に

と得ざるものとすること、異種の鑛物の鑛區重複する場合に於てその重複する部分に付鑛業權の設定又は増區に因る變更の登録を爲したる日同日なるときは、鑛業權者はその部分における鑛業に付協議を爲すべきものとすること、試掘權者試掘權存續期間中同種の鑛物に付採掘の出願を爲しその許可を得たるときは、前二項の規定の適用に關しては採掘鑛區の中舊試掘鑛區に該當する部分に限り、試掘權の設定の登録の日と看做するものとすること(七)鑛區他人の異種の鑛物の鑛區と重複する場合に於てその重複する部分における鑛業他人の鑛業に妨害ありと認めたるときは主務大臣は鑛業權者にその妨害の除去又は鑛業の停止を命ずることを得るものとすること、前項の命令に従はざるときはその鑛業權を取消すことを得るものとすること(八)第卅三條第三項中、「第卅一條第二項」を削ること(九)第四十四條第一項の規定を改め採掘權者は命令の定むる所に従ひ施業案を鑛山監督局長に差出しその認可を受くべきこと之を變更せんとするとき

付相當の擔保を供せしむることを得るものとすること、第十四條乃至第十六條の規定は前項の擔保に之を準用するものとすること(三)第十七條規定の事項中にその他砂鑛業上必要なる工作物の施設を加ふること(四)鑛山監督局長必要ありと認めたるときは砂鑛權者をして施業案を差出しその認可を受けしむることを得るものとすること前項の規定に依り認可を受けたる施業案を變更せんとするときは鑛山監督局長の認可を受くべきものとすること鑛山監督局長は理由を示して施業案の變更を命ずることを得るものとすること、施業案の差出を命ぜられたる砂鑛權者は施業案に依るに非ざれば砂鑛の採取を爲すことを得ざるものとすること(五)罰則を本要綱第三罰則に關する件に準じて改むること尙第廿三條の準用する鑛業法第七十四條第一項の規定の違反に對し罰則を設くこと(六)第廿三條中「第七十二條、第七十四條」を「第七十一條乃至第七十四條の三、第七十四條の八乃至第七十四條の十五、第七十六條乃至第七十九條」に改むること(七)鑛業法第七十五條の規定は命令の定むる砂鑛業にこれを

準用するものとすること

第六 經過規定に關する件

一、試掘権制度に關する件①本法施行の際現に存する試掘権の存續期間は本法施行の日より四年とする。但し石油を目的とする試掘権に付ては已むことを得ざる事由ありと認めたるときは主務大臣に於て二年以内之を延長することを得るものとすること②試掘権者本法施行前その試掘鑛區に付採掘の出願を爲し且其試掘権本法施行前消滅したる場合に於て主務大臣其出願地仍試掘を要するものと認めたるときは第一ノ三に拘らず第廿四條第三項の規定を適用すること③本法施行前十日以内に

世三條の第一項の規定に依り爲したる鑛業の出願にして本法施行の際未だ其處分を了へざるものに付ては仍從前の規定に依るものとすること④本法施行前從前の第

の規定に依るものとすること

二、鑛種名に關する件①本法施行の際現に明礬石、石綿、螢石又は炭化水素を主成分とする天然瓦斯（含油層と密

接の關係ある可燃質天然瓦斯を除く以下同じ）を採掘する者又はその承繼人は本法施行の日より六月間從前の例に依りその掘採を繼續することを得るものとすること、

其期間内に當該掘採者又はその承繼人明礬石、石綿、螢石又は炭化水素を主成分とする天然瓦斯を掘採する爲出令の日迄亦同じきものとすること②①に掲ぐる者本法施行の日より六月以内に明礬石、石綿、螢石又は炭化水素を主成分とする天然瓦斯を掘採する爲出願を爲したると認めたる場合は其の掘採區域に限り第九條第三項、第廿九條及び第卅三條の規定並に第九條第三項の鑛區面積に關する規定に拘らず之を許可を受ける者に對し右の鑛物の掘採につき相當の補償金を請求することを

施工の際現に契約又は慣習に依り明礬石、石綿、螢石又は炭化水素を主成分とする天然瓦斯を掘採する者より代價を受くる土地所有者は②に依り許可を受けたる者に對し右の鑛物の掘採につき相当の補償金を請求することを得るものとすること④砂礦法第十三條及び第十五條の規定は③の補償金に之を準用するものとすること⑤試掘鑛定は③の補償金に之を準用するものとすること⑥試掘鑛

區②に依る鑛區と重複し且同種の鑛物なる場合に於て其

試掘権者試掘權存續期間中同種の鑛物につき採掘の出願を爲したるときは第九條第三項及び第廿九條の規定に拘らず之を許可するものとすること⑦砂礦法第五條の規定は②に依る鑛區他人の鑛區と重複し且同種の鑛物なる場合に之を準用すること

三、罰則に關する件 本法施行前に從前の罰則を適用すべき行爲ありたるときは本法施行後と雖も仍從前の罰則を適用するものとすること

四、其他に關する件 ①本法施行前第廿四條第一項、第廿

五條第一項、第卅七條第二項又は第卅八條第一項の規定に基く命令ありたる場合に於ては第廿四條第二項、第廿五條第二項、第卅七條第二項又は第卅八條第二項の改正規定に拘らず從前の規定に依るものとすること②本法施行前に爲したる鑛業の出願にして其出願地他人の異種の

日満支石炭の綜合的開發へ

茂野氏 講演

東亞經濟懇談會第一分科會（鑛業）は午後二時開催、松本健次郎氏（石炭鑛業聯合會長）座長席につき
(一) 日満支における鑛業の現状(二) 日満支物動計畫並に生産力擴充計略と鑛業(三) 鑛の增產對策(四) 石炭の增產對策(五) 其他重要礦產資源の增產開發

等につき左の諸氏より演説を行つた

▽企畫院第四部長植村甲午郎氏(全般)▽滿洲國總務廳參事官橫山隆一氏(滿洲礦業一般)▽中國臨時政府代表周廷氏(華北礦業一般)▽維新政府實業部農林司長徐承庶氏(華中礦業一般)▽龍烟鐵礦株式會社社長山際壽一氏(蒙疆礦業一般)▽日本製鐵社長中松眞卿氏(鐵增産)▽昭和石炭社長古田慶三氏(石炭增産)▽石炭礦業聯合會常務理事茂野吉之助氏(同上)▽帝國礦業開發社長菅禮之助氏(非鐵金屬一般)

茂野氏演説要旨

日本内地の石炭需給は昭和七年を界として生産制限時代と増産獎勵時代とに分つことが出来る、生産制限時代の出来高は(単位千噸)

昭和四年	西、三六
同 五年	三、三六
同 六年	七、九七
同 七年	八、〇五

であつて、此間は生産費の低下を圖るため機械採炭法を

本内地の自給自足と離れて日滿支全體を通じて石炭の生産を適正ならしむる必要がある、生産を適正ならしめる根本的條件は日滿支炭田の開発計畫を適正ならしめることである、これを各地の自由事情に放任して個々別々に開發計畫を樹てることは、やがて各地の出炭を不適正ならしめることになる、近く設立される日滿支石炭聯盟と併行して、東亞經濟懇談會の礦業部門會はこの問題を東亞經濟の全面的見地から考慮し協議する必要があると信ずる。

いはゆる動力産業でこの動力異變に對してとられた對策も甚だ消極的なものであつて僅かに消費部面を抑へるといふ程度に過ぎなかつた。そしてそれが如何に實施されたかといへば次の如き次第である。

電 力

電力國家管理の實施によつて本年四月豊富低廉を目標として生れた日本發送電は(一)稀有の渴水(二)石炭入手難(三)電力需要供給の調節の圓滑に力を注いでゐるが依然動力不足は解消しあうにない。

從來石炭のみは重要資源中最も豊富にして内地消費の九〇%を自給してをつたのであるが、事變以來石炭の需要は急激に増加し今年は昨年に比し六〇〇萬トンの需要増加を暴露し、動力の配給制限を行はざるを得ない状態をひき起して各種の産業に大なる破綻を投げその影響は深刻なものがある。かゝる憂慮すべき動力異變はいかなる原因によつて生じたのであるか、一言にしていへば、當局が動力需給

採用する一方礦夫の減員を斷行し、礦夫數は昭和四年の廿三万人より七年の十四万人に減し、余力はこれを坑内開拓に向けた、此間に涵養された坑内の潜勢力が其後數年の増産を可能ならしめたのである、増産獎勵時代は毎年約三百五十万噸を増産して需要の急増に處し得たのである。昭和十二年事變勃發前に石炭聯合會は増産五年計畫を商工省に提出し、極力増産に努めたため、十二年、十三年は大體に於て需要を賄ひ得たが、事變後の資材労力の供給難は本年に於て顯著、その影響を示し、終に消費規正を全面的に行ふに至つたのである、右の窮迫状態は要するに、事變以後坑内の開拓をなし得ざりし結果であつて、此際至急、資材労力を重點的に炭礦に注入すれば可成の期間の後にはある特種原料炭を除いては内地に於て自給自足の確信は有し得るのである、併し、日

關係の見透しを誤算したことに由來する石炭増産工作の不徹底、電力資源開発の遅延などによると指摘し得る。しか

し要の激増等により當初の目標とは全然逆の方向を辿り八月下旬ほとんど全國に對し配電制限を實施せざるを得なくなつた。しかもこの配電制限は法的根據に立つたものではなく、かつて確なる計畫性を缺いてゐたため所期の目的を達するところまでには行かず、當局はその後になつてそれを是正すべく強權的調整令を出し給電順位を決定して需の全國送炭高は三千三百七十万トンで昨年同期に比し僅かに四十六万七千トン、歩合にして一分四厘の微増を見せたに過ぎない、從つて下半期に至つて需給の逼迫はます／＼深刻化した。この需給の逼迫を緩和すべく十月から石炭販賣取締規則が實施されガス發生爐用を初めその他一般資料炭の消費統制を行ふとともに他方配給の圓滑を期するため石炭共販會社を設立することになつたのである。

力

ス

原料たる石炭が一割五分方制限されたのでそれに應じたガスの消費節約が必要となり、十二月に入りガスの製造

至るところに存在してゐるにかゝはらず、その實行に冷淡

であり、また労力供給についていへば半島人の労力移入が

早くから決定されながら、具體的には何等施されたところ

がないなどはその實例である。徒らに抽象的方針を樹立し

たり文字を羅列することに満足すべき時代はすでに去り、戰時における限られた資材と労力によつて最も効果ある増産工作を實施すべきであり、すなはち合理的な高能率炭礦重點主義の斷行を一日も早く實行に移すべきである。漫然たる總花主義は貴重なる資材、労働力の徒らなる分散に過ぎない。今、戰時日本が要求するものは全體主義に立脚した合理的な重點主義である。このため當局は國家権力をより以上に發動せしめ強力なる指導統制をなすことを躊躇してはならない。さらに一步を進めては日滿支brook間の平戰兩時ににおける石炭需給の趨勢を吟味し新情勢に對應する増産計畫を確立することも必要である。

配給供給制限に関する命令が發せられガス配給順位を決定、平均二割方の供給制限を實施してゐる。

以上の如く今回の動力制限は電力、石炭、ガスと各種動力にわたつてゐるがこれを煎じつめれば石炭の問題に歸着する。すなはち動力の九〇%を占むる電力もその幾割かは火力に依存してをり渴水のため水力不足の場合には存する度がいよく大きくなる。またガスの供給如何はその全部が石炭の確保如何にかゝつてゐる。この事實はわが國の動力政策と石炭政策とが個々に孤立することを許さず緊密なる關聯において動力政策が編成さるべきことを示唆するものであり。現在の動力資源問題の解決は石炭増産に対する度がいよく大きくなる。またガスの供給如何は企業の合同、礦區の整理、資材、労力の供給確保、高能率炭礦主義などをあげてゐるが、これまで現實に當局がとり來つた態度は甚だ手ぬるいものであつて問題解決の眞剣さと熱意が足りなかつたといはれても仕方があるまい。たゞへば礦區整理問題についていへば整理統合すべき礦區が全國

カーバイド

配給統制規則

鑄工業ならびに漁業等の必要資材であり且つ合成化學工業および肥料工業の主原料たるカーバイドの需給關係は頗來極めて逼迫し今夏の電力不足からするその生産減少は益々需給の不圓滑を來しこれが各種重要産業に及ぼす影響は深刻なものがあるので商工省では豫てこれが適正なる配給と増産を期するためカーバイド配給統制規則の制定を怠いでゐたがこのほど準備完了したので十八日臨時措置法に基くカーバイド配給統制規則を公布即日施行することとなつた、同規則によればカーバイドの生産確保を圖るために商工大臣は必要に應じ製造業者に製造數量を指定するほか配給の適正のためには日本カーバイド工業組合を共販機關として共同發賣を勵行せしめ「元的配給を行ふとともに需要者に對する配給に就いては陸海軍、地方廳、統制團體の發行する割當證明書を要することとした、しかして共販の

開始は十二月二十六日よりとし、割當證明書に依る配給の

實施は明年一月十六日よりとなつた、なほ石炭等素用カーバイドは同規則から除外される、いま同規則の要領を示すと

一、カーバイド製造業者は商工大臣の指定數量を製造すること。

二、カーバイド製造用電氣爐または變壓器の轉用、譲渡、

貸與、廢止には商工大臣の許可を要する

三、カーバイド製造業者のカーバイド自家消費は商工大臣の定める用途別許容數量を超えること

四、カーバイドを製造、輸入又は移入した者は商工大臣の許可を受けた場合以外は日本カーバイド工業組合に委託販賣すること

五、カーバイドを輸、移入した者は商工大臣の許可を受けた場合以外は自家消費をなし得ず

六、地方長官または統制團體は需要者に對し商工大臣の定むる數量の限度内において割當をなしカーバイド割當證明書を發行する、軍需については軍において割當證明書

を發行する

七、商工大臣は必要に應じカーバイド製造業者または日本カーバイド工業組合に對しカーバイドの供給命令を發する

ことは注目される、同規則全文左の如し

カーバイド配給統制規則

第一條 カーバイド（肥料製造業者が肥料製造用原料として自ら使用するため製造するものを除く、以下同じ）の製造をなす者（以下製造者と稱す）は商工大臣の定むる數量のカーバイドを製造すべし

第二條 表造者カーバイドの製造に用ふる電氣爐または變壓器を他の用途に轉用し、譲渡し、貸與しまだはその使用を廢止せんとするときはその事由を具し商工大臣の許可を受くべし

第三條 製造者はその製造したるカーバイド（本則施行前に製造したものと含む）を商工大臣の定むる用途別使用數量を超えて當該用途に使用することを得ず

第四條 製造者またはカーバイドの輸入若くは移入をなしたる者はその製造し、輸入したは移入したるカーバイド（本則施行前に製造し、輸入したは移入したるものと含む）を商工大臣の指定したる者（以下共販機關と稱す）に委託して販賣する場合を除くのほか共販機關以外の者に販賣（本則施行前になしたる契約に依る引渡を含む、以下同じ）することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 共販機關以外の者は製造者またはカーバイドの輸入若くは移入をなしたる者よりその製造し、輸入したは移入したるカーバイド（本則施行前に製造し、輸入したは移入したるものと含む）を買受くることを得ず但し前條但書の許可を受け販賣するカーバイドを買受くる場合は此の限に在らず

第六條 カーバイドの輸入または移入を爲したる者は商工大臣の許可を受くるに非ざればその輸入したは移入したるカーバイド（本則施行前に輸入したは移入したるものと含む）を使用することを得ず

第七條 共販機關またはカーバイド販賣業（以下販賣業者と稱す）は軍若くは地方長官においてまたは商工大臣の指定したる團體（以下統制團體と稱す）において發行するカーバイド割當證明書（以下證明書と稱す）と引換ふに非ざればカーバイドを販賣することを得ず、但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず（一）内地における消費に充つぐる目的を以て買受けんとする販賣業者に販賣するとき（二）臨時輸出入許可規則第一條の許可を受けたるとき（三）特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき第八條 カーバイドは證明書と引換ふるに非ざれば共販機關または販賣業者よりこれを買受くることを得ず、但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず（一）販賣業者が内地における消費に充つる目的を以て買受くるとき（二）前條第三號の許可を受け販賣するカーバイドを買受くるとき

第九條 販賣業者はその使用せんとするカーバイドの數量に相當する證明書に使用の年月日を示す消印を押捺するに非ざればその所有するカーバイドを使用することを得

ナ

第十條 地方長官または統制團體はカーバイドを使用する者(以下需要者と稱す)または需要者の團體にして地方長官の指定したるもの(以下地方需要者團體と稱す)に對し、商工大臣の定むる數量の限度内においてカーバイドの割當をなすべし、地方長官または統制團體は前項の割當をなすべし、地方長官または統制團體は前項の割當をなすべし、

基き證明書を發行すべし、地方長官または統制團體の發行する證明書は別記様式(略)に依る。

第十一條 販賣業者は需要者または地方需要者團體より證明書と引換へにカーバイト買受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざればこれを拒むことを得ず。

第十二條 證明書はこれを他人に譲渡または他人より譲受くることを得ず、證明書を引換へ買受けまたは地方需要者團體より配給せられたるカーバイドはこれを他人に譲渡しまだは他人より譲受くるを得ず、但し地方需要者團體が證明書と引換へ買受けたるカーバイトを該當團體を組織する需要者に配給する場合、譲渡し若くは譲受くるカーバイドが一丘未滿なる場合または特別の事情

に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十三條 商工大臣必要ありと認むるときは製造者または共販機關に對し供給先、供給數量及供給時期を指示してカーバイドの供給を命することあるべし、前項の場合においては第四條、第五條、第七條および第八條の規定はこれを適用せず。

第十四條 製造者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

(一)前月中におけるカーバイドの品種別製造品量(二)前月中におけるカーバイドの用途別品種別使用數量(三)前月中におけるカーバイドの月別製造見込數量および前月末におけるカーバイドの品種別在庫數量(五)翌月より三月間ににおけるカーバイドの月別製造見込數量および前月末におけるカーバイドの月別製造見込數量(六)前月中におけるカーバイドの月別製造見込數量および前月末におけるカーバイドの月別製造見込數量(七)翌月より三月間ににおけるカーバイドの原料および材料の月別取得見込數量および前月末における在庫數量(八)前月中におけるカーバイドの原料および材料の月別取得見込數量および月別使用見込數量(九)前月中におけるカーバイド製造用電力の消費量

費(九)翌月より三月間におけるカーバイド製造用電力の

月別取得見込量(自家發電電力の消費見込量を含む)

第十五條 共販機關は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載

したる報告書を商工大臣に提出すべし

(一)前月中におけるカーバイドの買受先別品種別買受數量(二)前月中におけるカーバイドの販賣先別品種別販賣數量(三)前月末におけるカーバイトの品種別在庫數量

第十六條 販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

(一)前月中におけるカーバイドの買受先の氏名名稱および住所、約定および受入の年月日、受入地ならびに買受けたるカーバイドの品種別數量および價額(二)販賣先の氏名名稱および住所、約定およ

び引渡の年月日、引渡地、販賣したるカーバイドの品種別在庫數量

第十七條 地方長官または統制團體は毎月十日迄に前月中におけるカーバイドの割當先別割當數量を商工大臣に報

告すべし
第十八條 カーバイドの輸入業者または移入業者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし
(一)前月中におけるカーバイドの仕出地別品種別輸入または移入數量および價格(二)翌月より三月間ににおけるカーバイドの仕出地別輸入または移入見込(三)前月末におけるカーバイドの品種別在庫數量、カーバイドの輸入業者または移入業者に非ずしてカーバイドの輸入または移入をなしたる者は遲滞なく輸入または移入したるカーバイドの仕出地ならびに品種別數量および價格を商工大臣に報告すべし

第十九條 カーバイドの移出業者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし
(一)前月中におけるカーバイドの仕向地別品種別移出數量及び價格(二)翌月より三月間ににおけるカーバイドの仕向地別移出見込數量(三)前月末におけるカーバイドの品種別在庫數量カーバイドの移出業者に非ずしてカーバイ

トの移出をなしたる者は遅滞なく移出したるカーバイドの仕向地ならびに品種別數量および價額を商工大臣に報告すべし

第二十條 共販機關または販賣業者その引換へたる證明書に引換後遅滞なく自己の氏名または名稱及引換の年月日を示す消印を押捺すべし共販機關または販賣業者は毎月十日迄に前月中に消印を押捺したる證明書の一部(甲號)を當該證明書を發行したる者に提出すべし共販機關または販賣業者はその消印を押捺したる證明書の一號(乙號)を引換後または第九條の消印を押捺したる後一年間保存すべし

附 則

本則は公布の日よりこれを施行す但し第四條乃至第六條第十條、第十二條、第十四條、第十五條および第十八條の規定は昭和十四年十二月二十六日より、第三條、第七條、乃至第九條、第十一條、第十六條、第十七條、第十九條、および第二十條の規定は昭和十五年一月十六日よりこれを施行す

第一回鑛業報國強調週間報告書

鞍 手 鑛 業 所

本年十一月二十日ヨリ全月二十六日迄一週間第二回鑛業報國強調週間中ニ於ケル當所ノ實施事項別紙ニ依リ實施候

記

十一月二十日

朝夕從業前坑内一一九名、坑外三十九名ニ對シ操込場ニ於テ所長代理松尾鑛務長ヨリ本週間中ノ趣旨ニ付訓示

ス尙午前九時ヨリ山神社ニ於テ家族ヲ參詣セシメ式典ヲ執行ス

労務係指導員ハ坑所内放送機ヲ以テ本週間中ニ於ケル毎日ノ行事ニ付通知シ尙鑛業報國人トシテノ吾人ノ覺悟ト題シ講演ス

十一月二十一日

別紙實施事項ニ依リ實施シタル外配給所ニ對シ生活必需品ノ仕入及配給ニ付特ニ考慮スル様注意ヲ促ス尙本日ヨリ不用廢品ヲ蒐集方國防婦人會並各家庭ニ通知ス

十一月二十二日、二十三日、二十四日
生産品ノ増進ヲ「モットー」トシ災害防止、移動ヲ禁止、整備整頓ヲ充分ニスヘク各係員ヲ督勵シタル結果毎週大負傷者十六名乃至十七名ヲ出シタルモ週間中ハ十二名ニ止リ全ク文字通り全能力ヲ増産ニ傾注シ出炭率モ著シ

ク向上シ每週間ヨリ約〇、五ノ増産ヲ見タリ尙本日ハ午

十一月二十六日
本日ハ一般公休日ニ付作業ヲ休止シ別紙ニ依リ實施シタル。坑内労務者ニ對シテハ精勤賞與以外ニ週間中滿勤者ニ對シテハ賞與トシテ鶴嘴其他ノ實物ヲ給與シタリ以上ノ如ク實施シタルガ本週間中ニ於ケル労務者ヲ轉出ハ雇入六六名ニ對シ五三名ノ退坑アリ當所トシテハ他日ニ比較シ大體ニ於テ歎キ方ナリ尙採鑛係ニ於テハ坑内鑛夫ノ指導方法研究、並増産ニ對スル對策等ニ付検討シタリ

強キ歩ミヲ持続シ以テ勤儉ノ實ヲ擧ゲル事

第四日 木曜日(廿三日)

勤労増産報國日

無駄排除廢品ノ回収貯金獎勵實行

今後如何ニ擴大セラル、ヤ圖リ知レザル今日ノ時局ニ對

シ吾等ハ産業人トシテ責務ノ愈々重且大ナルヲ自覺スル

ト共ニ一致協力勤労ヲ以テ國家ニ報ズル事

第五日 金曜日(廿四日)

赤誠増産報國ノ日(整理整頓日)

戰場ニ於ケル忠勇ナル將士ノ勞苦ヲ想ヒ益々銃護ノ護リ

ヲ鞏固ナラシメ、其辛苦ヲ頌チ孜々トシテ業務ニ精進シ

以テ君國ニ報ズル事

第六日 土曜日(廿五日)

事故ナシ安全増産ノ日

(怪我ナシ日注意力喚起肝要)

事變ハ相當永續スペク想定セラル一冷一熱ハ頗ル取ラザ

ル處ナリ須ラク堅忍持久ノ覺悟ヲ以テ平靜諸事ニ當ル事

第七日 日曜日(廿六日)

實踐行事ニ關ス件

石炭增産報國日(能率增進ノ日)

事業ノ進展ニ伴ヒ石炭需要ハ益々大トナル吾等ハ全力ヲ

擧ゲテ之方増産ニ努メ以テ石炭報國ノ實ヲ高揚スル事

第八日 月曜日(廿七日)

經濟戰強調ヲ含ム増産日(愛護指導日)

第二世産業戰士ノ指導教育ニ力ヲ盡ス事

一、十一月二十日ノ第一日ハ午前五時三十分ニ細井所長以下各職員並ニ從業員ノ家族及少年團員一同山神社參拜安

全祈願ヲ執行後操込廣場ニ於テ勞務者一同ニ對シ所長ノ訓旨講演アリ入坑者ヲ見送ル

二、爾後週間中ハ入坑者ニ對シ毎朝坑内外職員並ニ從業者

家族及少年團員一同ノ見送り實行ス

三、十一月二十八日週間明ケ日ニハ各員打捕ヒ山神社ヘ參

詣週間中ノ怪我皆無安全經過報告祭執行ス

四、十一月三十日及ビ十二月一日ノ兩日ハ從業員ノ慰安會開催、左記

強調週間中ノ出炭豫算對照

種目	豫算高	實出炭高	差引出超	摘要	要
三、八九二屯	四、〇八七廻	一九五廻	自一十一月三十日至二十一日	内公休一日	
二〇日	二二日	二三日	二四日	二五日	二六日
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
一人	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
二人	二人	二人	二人	二人	二人

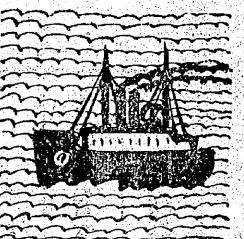
(イ)十一月三十日(自午後七時〇分至全十一時〇分)四時間

山口縣ヨリ山根顯信講師招聘說教講演

(ロ)十二月一日(自午前八時〇分至午前十一時〇分)三時間

右終了

同講師講演



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

遠洋は冬期に入り近海の船腹に多少の餘裕を生じた爲か九萬七千噸の増加により百八萬七千噸となつた。

歐洲動亂も關係各國の虚々實々の作戦は恰も合縱連衡に終始した支那の戰國時代を彷彿たるものがあり、強食弱肉の地獄圖繪を現出してゐる。従つて戰局の膠着化、長期化は愈々確實になりつゝあり。英獨の潛水艦、機雷に依る商船擊沈は船腹飢餓に拍車を加へ、英國政府の公定運賃も徐々に値上に向つてゐる。

日米通商航海條約の破棄は明春一月廿六日を以て實施さる。

れんとし、之に對しては最惡の場合を豫想し、萬端の準備を以て臨み飽く迄も本邦航權の擁護こそ戰時下的海運業者に課せられたる使命であらう。

ロ、近海

冬期に入り就航範圍の縮少により幾分遠洋に進出した。年末を控へ物資の荷動き旺盛にして早くも需給のバランスを維持してゐる。

ハ、石炭

桿太炭は積取終了したれど九州、北海道の出炭旺盛にして多量の船腹を吸收してゐる。場所によりては早くも冬場レートが實行されてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中句	前月中旬
京 濱	四、八〇	四、八〇
川 崎	五、五〇	五、五〇
伊勢灣	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、二〇	三、二〇
敦 賀	—	—
仁 川	五、七〇	—

二、帆船運賃

帆船運賃は物價停止令により前月に變りない。夏期の最低値で運賃決定の爲冬期の荒天に際し採算極度に悪化し一部は比較的有利な他の方面に就航する故、若松港の船切れ頻發し石炭輸送に甚だしき蹉跌を來してゐる。運賃値上の要望はいよいよ切實になり、海運業者は荷主との談合により新協定運賃を定め、認可を當局に申請中である。

十二月若松港協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合

(單位壹噸ニ付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和 歌 山 縣	由 良	三、四、三	和 歌 山	三、九、四、一〇	—
大 阪 府	梅 井	四、三、四、三	吉 見	四、三、四、三	—
廣 島 縣	—	—	—	—	—

岡 山 縣	片 鹿	佐 野	岸 和 田 港 内
岡山川入	幸 岐	四、〇、四、三	三、八、三、四
玉 彦	牛 岩	三、八、三、四	三、八、三、四
田 田	岡 田	三、八、三、四	三、八、三、四
ノ 島	忍 島	三、八、三、四	三、八、三、四
口	江 井	三、八、三、四	三、八、三、四
島	ヶ 島	三、八、三、四	三、八、三、四
西	江 井	三、八、三、四	三、八、三、四
嶺	ヶ 嶺	三、八、三、四	三、八、三、四
入	石 岐	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	見	三、八、三、四	三、八、三、四
山	砂 場	三、八、三、四	三、八、三、四
川	干 生	三、八、三、四	三、八、三、四
入	相 會	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	別 府	三、八、三、四	三、八、三、四
山	根 曾	三、八、三、四	三、八、三、四
川	磨 會	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
山	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
川	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四
川	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
入	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
岡	波 那	三、八、三、四	三、八、三、四
山	穗 別	三、八、三、四	三、八、三、四

報 告

福山	二、歎	二、空	福山川入	二、兎	三、〇一	堀江	二、吾	二、空	高演	二、六	二、吾
鞆	二、充	二、八	因ノ島	二、吾	二、空	三津濱	二、三	二、空	長濱	二、三	二、空
尾ノ運	二、吾	二、空	糸崎	二、吾	二、空	宇和島	二、空	二、空	宇和島	二、六	八幡濱
三原	二、吾	二、空	竹原	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
阿賀	二、兎	二、吾	吳	二、兎	二、吾	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
廣島川入	二、兎	二、吾	宇品	二、兎	二、吾	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
山口縣	二、兎	二、空	品	二、兎	二、吾	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
岩國	二、〇	二、三	今津川入	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
三田尻	一、九	二、〇	今津川入	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
徳島縣	二、四	二、空	小松島	二、三	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
撫養	二、〇	三、奥	小松島	二、三	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
丸龜	二、空	二、六	多度津	二、七	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
觀音寺	二、空	二、六	西條	二、空	二、六	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
今治	二、兎	二、吾	王生川	二、八	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
愛媛縣	二、兎	二、吾	菊間	二、吾	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
小豆島	二、空	二、空	高松	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
川ノ江	二、空	二、空	坂出	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
林田	二、空	二、空	多度津	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
丸居	二、空	二、空	西條	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
新居濱	二、空	二、空	王生川	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
觀音寺	二、空	二、空	菊間	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
今治	二、兎	二、吾	高松	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
愛媛縣	二、兎	二、吾	坂出	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
小豆島	二、空	二、空	多度津	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
川ノ江	二、空	二、空	西條	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
林田	二、空	二、空	王生川	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
丸居	二、空	二、空	菊間	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
新居濱	二、空	二、空	高松	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
觀音寺	二、空	二、空	坂出	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
今治	二、兎	二、吾	多度津	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱
愛媛縣	二、兎	二、吾	西條	二、空	二、空	八幡濱	二、空	二、空	八幡濱	二、空	八幡濱

備考
一、各地行共陸下ダ瀬取ハ上記運賃ヨリ廻參錢引キノ事
(但シ錢以下四捨五入)
二、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際篩分ケスルモノハ上記運賃
ヨリ廻參錢増シノ事

事

一、各地行共陸下ダ瀬取ハ上記運賃ヨリ廻參錢引キノ事

二、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際篩分ケスルモノハ上記運賃
ヨリ廻參錢増シノ事

-(62)-

地方共販遂にお流れ

新に機構案を樹立

全國石炭販賣業者聯盟では既報のごとく商工省の地方共販會社案に反対し政府案に代るべき地方配給機構整備案を提出したが、商工當局においても石炭配給業務の複雜性にかんがみ地方共販會社案の强行を断念し營業者側では同案の具體化に着手するよつて業者側に承認を與へるにいたつた

こととなり目下全國を東京、大阪、名古屋若松の四地區に大別して各地別に府縣を單位とする統制機構確立を協議中であつたが東京地盤においては東京石炭統制組合が主催して五日丸ノ内會館で東日本石炭販賣業者大會を開き一道十七府縣代表出席して協議を行つた結果左のごとく決定をみるといたつた
一、各道府縣別に一統制組合または一會社を設立すること

石炭配給制

組合で行ふ

若松石炭商組合評議員會は四日午後一時から開會し昭和十五年度經費豫算廿三万五千四百卅一圓につき審議可決した、新豫算は前年度に比し實に五万八千圓を増額してとなり、若松地區は、九州山口縣を包含けふ午後二時から若松合間石炭で、各縣既存組合代表者出席これが設立協議會を開催し中平合石常務より共販問題經過並に商工當局の縱通事項を報告し新統制機關設立の具體案を見ることになつたが同地區の方針左の通り

一、福岡縣は若松合同石炭を以て新統制機關として縣下業者を株主として第一共販より石炭割當を受ける

二、その他各縣は縣單位或は二縣一機關ヘ聯合會に加盟すること

三、第一共販の運用は明末以後と豫想これに伴ふ石炭割當は現行切符制度と重複の虞れあり同制度廢止を要望す

二號炭の採取

-(63)-

るなほ九日午後一時から代議員會を開き新豫算を成立する。

六(日礦)

半島坑夫の移入は

明年更に強化

鑛山の労力不足に対する短期労力の供給即ち農閑期を利用しての農村方面からの一時的労力供給は本年度は旱害のため豫想以上相當量の労力供給があり半島労力の移入と相俟つて目下のところ一時の緩和状態にあるが來年度は政府の產物増産計畫と肥料の不足に伴ふ堆肥の處理に相當長期間を要するためこの短期労力は本年度より遙かに減少、勞ひ大量の半島労力移入によるほか不足労力補填の方法なく、福岡鑛山監督局では近く厚生省ならびに企畫院に對してさらには層大量の半島労力移入許可方を申請に決定、たゞ現在すでに半島人鑛夫を使用してゐる鑛山中にはまだノム労務管理につき遺憾の點あり、福鑛局では來年度の大量半島労力獲得の見地からこれら不備の點を一掃、萬全を期することになり近く半島労力移入希望鑛山に對し注意を促すことになつ

の福利對策をなすに如くはないので去る九月以來銳意研究立案してゐたところ十日原案が勞務局課長會議で正式可決をみたので

近く各府縣工場課に依頼全國労務者五十人以上使用の工場、鑛山約一萬につき昭和十四年十月十日現在をもつて本邦始まつて以來の徹底的大調査をなし今年末までには完了する事となつた、工場、鑛山厚生施設調查内容の主なるものは次の如くである。

(一)教養施設イ、學校施設ロ、季節道場ハ、修養團體ニ、講習會ホ、講演會ヘ、圖書閱覽施設その他
(二)經濟施設イ、共濟救濟施設として冠婚葬祭等に於ける給與、金融等につきロ、住宅施設ハ、作業服其の他の給與ニ、住宅建築獎勵施設等
(三)慰安娛樂施設イ、俱樂部ロ、音樂隊等有無ハ、映畫觀劇ニ、運動會ホ、闘碁将棋ヘ、農園等
(四)保健施設イ、醫療施設ロ、保育施設ハ、食堂施設ニ、浴場施設ホ、理髮施設等

(日本礦業)

增産に拍車

炭坑の合併、讓渡盛ん

自家用風呂廢止運動

最近筑豊炭田には盛んに礦業権の移轉が行

古河合名會社で

増炭計畫を目論む

さきに藏内礦業株式會社の解散後その所有

全國鑛山、工場の

厚生對策決定す

礦區全部を一括繼承した古河合名會社は今回炭業部門に擴足を伸ばすこととなりそのままに踏み出すこととなつた。同礦區は福岡縣田川郡の南部において添田、川崎の二町と大庄村の一部に跨る十鑛區四百六十二萬七千二十坪中に上石の累層六層合計十四層の可採炭層をもつ、

そのうち採掘に着手せるものはその半ばにすぎずといはれ殘存炭量は一億三千萬噸と推測されてゐる。

今回古河は添田町に大峯礦業所を新設して

各礦業所および藏内より繼承の經驗者を動員し新陣容をもつて生産擴充計畫に邁進す

ることとなつてゐるが、事業計畫としては第一期事業昭和十六年末までに北部大峯炭礦の三倍増産をはかるが企業費總額約一億

圓の見込、第二期事業往時濫掘の影響で灌漑時期の浸水に悩んでゐる中部峰地炭礦の中である、これが實現の暁には更に數十萬

噸の増産が豫定されてゐる。

八

古河合名會社で

増炭計畫を目論む

圓の見込、第二期事業往時濫掘の影響で灌漑時期の浸水に悩んでゐる中部峰地炭礦の中である、これが實現の暁には更に數十萬

噸の増産が豫定されてゐる。

防水計畫と南方野田鑛區の開發計畫を研究中である。

防水計畫と南方野田鑛區の開發計畫を研究中である。

防水計畫と南方野田鑛區の開發計畫を研究中である。

八

防水計畫と南方野田鑛區の開發計畫を研究中である。

防水計畫と南方野田鑛區の開發計畫を研究中である。

八

八

さし、先般來福岡礦山監督局では坑内電氣工作物規程の制定、監督權の一元化を監督指導の強化、電氣機器使用取締り並に礦業施業案その他これらに伴ふ礦業警察規則の改正案に就て、現地の實情を睨み合はせて慎重研究中であつたが、そのうち電氣工作物取締規程及び礦業警察規則の改正要點を(左記記載)に決定したので、近く取り急ぎこれらを中心とし新規程成案を纏め上げて中央に提出、目的達成を期することとなつたが、本案實施の曉には礦山爆發事故も大部分防止し得るものと図目されてゐる。

一、礦山用電氣工作物取締規程作成要旨

1. 矿内に施設する電氣工作物規程に就て

坑外に於ては現行規程によること②坑内では一般に濕氣の爲絶線抵抗の自然底下著きを以て原則として「ケーブル線を使用せしめ尙第四種を使用の時は二・〇米以上の點に架設せしむることとす但し三〇「ボルト」以上には電擊の危険なきものと認め線種は自由③電擊災害を僅少ならしめる爲人の觸るを虞ある工作物の外被金屬體は接地せしむる④高壓、低壓線の配

線工事に當て現行工作物規程による電線相互間又は他の金屬體よりの離隔距離の制限を撤廢坑内の實情に適合せしむる⑤「キヤブダイヤケーブル」の使用を認め電氣の利用を容易ならしめる⑥爆發の虞ある礦山では耐爆機器を使用せしめ且つ工作物規程に依る變壓器の二次側接地は地絡電流の火花發生で爆發を起す危險あるので之を禁止する

二、礦業警察規則に就て 電氣工作物施設は認可制とし保守の良否を知る爲絶線抵抗の測定結果を年報月報として提出せしめる。(福日)

炭坑を視察し

業者と懇談

石本陸軍省資源課長

北支右炭資源の開發については數個の炭田プロックに分ち北支開發會社の子會社を設立する方針の下に東亞院華北連絡部北支開發會社ならびに臨時政府などの間にかれども折衝が進められてゐたが日滿支經濟プロック内の右炭生産増加の急務なるに鑑み最近は現物出資その他の點から會社設立の容易なるものから逐次會社を設立する方針の下に折衝が續けた結果井陘、中興兩炭礦會社

の創立は年内中に諸般の手續を了へ一月中旬には新會社設立の目鼻がつくに至つた

▽井陘炭礦は日支合資本金二千五百萬圓日支折半出資の管で日本側の出資すべき一千二百五十萬圓の割合は北支開發三、貝島炭礦側二であつて礦區は井陘、正豊及び六河溝の三である。

▽中興炭礦は日支合資本金二千萬圓日支折半出資日本側の出資すべき一千萬圓の割合は北支開發三、三井礦山側二で中興炭田の開發を擔當する豫定である。なほ大同炭田開發に當るべき大同炭礦に関しては蒙古聯合自治政府北支開發滿鐵などとの間に協議が進められた結果當初の豫定たりし資本金六千萬圓を四千萬圓に變更したためこれも近く日蒙合資双方折半出資で設立するものと見られてゐる。(大朝)

に依る事移入各族礦では宿舎、寝具、炊事用具其他一式の新築新調に對し一人當り百數十圓の經費を投じ更に指導員を置いて法規の訓練を實施する關係上一般内地人勞働者よりも二三時間の勞働時間を短縮せしめ一日の食費宿料其他一切の經費として一人五十錢を徵收してゐるが此等勞働者の食糧は一人一日一升以上を要し食事時の食堂は

實に戦場の如き騒ぎと元氣を見せ炭礦としても少からぬ犠牲を拂つて居るが其の勞働收入は現在ズブの素人坑夫でありながら最高九十五圓、平均六十圓以上となり朝鮮に於ける一日一圓以下の勞働賃金に比し三倍以上となり非常な增收となつてゐる。

炭礦當局では此の收入中より前記食費十五圓を差引き残金は一部本人に支拂ひ他

若戸海陸右炭仲仕小頭組合より同荷役請負業者を通じ荷主側に要望中の右炭仲仕賃金回答は十二日午後三時若松右炭商組合において荷主側委員と荷役請負業組合代表牧野組合長、川原、濱田諸氏が會見して行はれた。小頭組合の決議文を荷主側に手交したに對し荷主側では政府の低物價政策による

要求拒絶の回答をし、牧野組合長は同午後四時半小頭組合役員に右回答内容を報告し、小頭組合では引續き對策協議の結果、荷主側に通告した、同組合の決議にもとづき同日より各荷役、作業共に臨時仲仕傭入れを中止し、常用仲仕のみをもつて作業を續行することになった。

九・一八 物價の法令を無視する釋にはゆかぬので、當局の諒解ない限り賃金増額は出來ぬ。

右に於けるが、現在の成績は一人平均三十五圓位の送金又は貯金高となつて居り三ヶ月の教育訓練を終り内地人同様の労働者時間に從事出来る事になれば一ヶ月百二十圓位の收入見込となり勞資共に礦業報國の達成に邁進する事が出來る譯で父母妻子を國元に残して渡來した此等半島労働者達も希望ある月日に張り

表的薄層殘炭掘の苦心や坑外採炭場、新坑などを調査激励し、午後は東邦鞍手礦業所に至り現況を聽取、増産法に基づく礦區整理の必要な痛感、さらに坑内に降り地下一千尺の稼業場で半島人の活動現場を観察、親しく勵まし採炭場、積込場を調査午後六時八幡市に入り千草における右炭問題座談に出席野上、中島、和才、山形各重役、理事などを増産対策を中心に質問應答を重ね同夜八幡に一泊五日午前十時から小倉工廠を視察した(大毎)

井陘中興兩炭礦

會社創立の目鼻つく

切て居る。(九日)

石炭仲仕賃金値上げ

問題臨時雇入中止で反撥

若戸海陸右炭仲仕小頭組合より同荷役請負業者を通じ荷主側に要望中の右炭仲仕賃金回答は十二日午後三時若松右炭商組合において荷主側委員と荷役請負業組合代表牧野組合長、川原、濱田諸氏が會見して行はれた。小頭組合の決議文を荷主側に手交したに對し荷主側では政府の低物價政策による

要求拒絶の回答をし、牧野組合長は同午後四時半小頭組合役員に右回答内容を報告し、小頭組合では引續き對策協議の結果、荷主側に通告した、同組合の決議にもとづき同日より各荷役、作業共に臨時仲仕傭入れを中止し、常用仲仕のみをもつて作業を續行することになった。

九・一八 物價の法令を無視する釋にはゆかぬので、當局の諒解ない限り賃金増額は出來ぬ。

右に於けるが、現在の成績は一人平均

均三十五圓位の送金又は貯金高となつて居り三ヶ月の教育訓練を終り内地人同様

の労働者時間に從事出来る事になれば一

ヶ月百二十圓位の收入見込となり勞資

共に礦業報國の達成に邁進する事が出來る

譯で父母妻子を國元に残して渡來した

此等半島労働者達も希望ある月日に張り

の増金を小頭業者が負擔し、辛うじて應

一(67)-

急荷役など行つてきが、今後は荷主側の回答そのまゝ、點鶴返しに九・一八物價を破らぬ範囲で作業を行ふといふので、

『これに伴ふ荷役作業遅延の責任は荷主

側にあり』と小頭組合側より荷主側に通じてある。

若松港石炭荷役の影響につき成行を注目さ

れてゐる、なほ請負業組合では同問題に關し出福、縣當局に實情を具申し意向を打診する模様である。

資源開發に対する感懷

九大工學博士 今 弘

ドイツのミュンヘンに世界一の科學工業博物館がある。此般博物館の設立は一九〇三年に着手、一九二五年に完成されたものである。此の二十餘年の間には、一九一四年から四年間に亘る世界大戰に國運を賭し、更に戰後には未曾有の經濟難に遭遇して、マーク紙幣が紙屑同様にしか認められぬ憂目を見たのであるが飽迄當初の計畫を棄てず、ドイツ人自慢の頑張りを押通して遂に此の偉業を達成したのである。一九二七年、其の完成後久しからぬ頃に筆者はミュンヘンに滯在して、時折此の偉大な博物館を訪れる機會を得た。何時行つて見ても十歲餘の少年が手帳片手に熱心に見學して居る光景が見られた事は、當時も少からぬ感概を與へられたものである。爾來十有餘年、ドイツの國內事情は全く新しくなり、國力は急速に増大し、遂に再び第二次歐洲大戰を惹起するに至つたが、それにつけても思ひ出されるのは、あの頃、あの博物館で學んで居た少年達が今頃は立派な青年になつて、母國の發展と擁護に重要な役割を演じて居るだらうと云ふことであつて、何となく其の光景が眼底に映つる様な心地がする。